

小値賀町議会第一回定例会
(第二日目)

一、出席議員

十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
輝 美 教 藏 之 光 治 朗 明 郎 佳 德

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教 育 長	総 務 課 長	財 政 課 長	住 民 課 長	産 業 振 興 課 長	産 業 振 興 課 専 門 幹 事 長	建 設 課 長	診 療 所 事 務 長	教 育 次 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	保 育 所 長
山 田	三 浦	神 川	巖 充	谷 良 一	西 村 久	中 川 一	松 本 充	吉 元 勝 信	中 村 敏 章	升 水 裕 司	大 黒 泰 三	熊 脇 一	中 谷 功

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 松

永 永

清 一

美 誠

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成十九年三月七日（水曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（岩坪義光議員・伊藤忠之議員）
- 第二 議案第七号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約について
- 第三 議案第八号 佐世保地域広域市町村圏組合規約の変更について
- 第四 議案第九号 小値賀町過疎地域自立促進計画変更について
- 第五 議案第一〇号 野崎島自然学塾村の指定管理者の指定について
- 第六 議案第一一号 平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）
- 第七 議案第一二号 平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）
- 第八 議案第一三号 平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）
- 第九 議案第一四号 平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）
- 第十 議案第一五号 平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）
- 第十一 議案第一六号 平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第四号）
- 第十二 議案第一七号 平成十九年度小値賀町一般会計予算
- 第十三 議案第一八号 平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 第十四 議案第一九号 平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計予算
- 第十五 議案第二〇号 平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
- 第十六 議案第二一号 平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算

- 第十七 議案第二二二号 平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計予算
- 第十八 議案第二三三号 平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計予算
- 第十九 議案第二四四号 平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算

午前九時三十分開議

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、七番・岩坪義光議員、八番・伊藤忠之議員を指名します。

日程第二、議案第七号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 皆さん、おはようございます。

議案第七号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約についてご説明いたします。

平成十九年三月三十一日をもって、北松特別養護老人ホーム一部事務組合、伊万里・北松地域広域市町村圏組合及び西彼杵広域連合が解散することから、長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村から、これらの組合を減じるものであります。また平成十九年四月一日から県央地域広域市町村圏組合、長崎県南部広域水道企業団及び長崎県後期高齢者医療広域連合が長崎県市町村総合事務組合へ加入することに伴い、長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数が増加するものであります。

また、消防組織法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本組合同約第三条、第八条及び第九条の改正の必要が生じたため、規約の一部を変更するものであります。

よって、これらの協議につきまして、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決が必要になりましたので、ご提案申し上げます。

最後に条例の新旧対照表を添付しておりますので、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第七号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第八号、佐世保地域広域市町村圏組合理約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第八号、佐世保地域広域市町村圏組合理約の変更についてご説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が、平成十九年四月一日に施行されることに伴い、地方自治法第二百八十六条第一項の規定に基づく関係地方公共団体の協議により、佐世保地域広域市町村圏組合の規約を変更することについて、同法第二百九十条の規定により、議会の議決を要するため提案するものです。

最後に条例の新旧対照表を添付しておりますので、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第八号、佐世保地域広域市町村圏組合規約の変更についてを採決します。
おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第八号、佐世保地域広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第九号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長(西村久之) 議案第九号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更について説明いたします。

今回の変更は、防災行政無線において、県から気象情報や警報・注意報など正確・迅速に情報の伝達や収集を行なうための通信網として、本町にとって必要不可欠であるため、県と協議をしながら再編整備を行なっていく必要があること。

また、産業の振興において、佐世保市宇久漁協と小値賀漁協の合併により、今後五カ年で、船舶自動給油機整備事業・定置網資材購入事業・冷凍冷蔵庫整備事業・経済コンピュータ整備事業・活鮮魚運搬船整備事業が予定されており、過疎地域自立促進計画の変更が必要になりましたので、過疎地域自立促進特別措置法第六条第六項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(近藤一輝) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤議員

八番(伊藤忠之) 先ほど、漁協に関しての事業名の説明がありましたけども、本年度においてはですね、経済コンピュータ整備は当初予算に盛り込んでありますが、他の事業で十九年度分を教えてくださいと思います。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

十九年度の当初予算に計上しておりますのは、『経済コンピュータ』だけでございまして、今のところ、その一件が予定されております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第九号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第九号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更については、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第一〇号、野崎島自然学塾村の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） 議案第一〇号、野崎島自然学塾村の指定管理者の指定について、提案理由を説明いたしま

す。

本案は、小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、並びに施行規則に基づき諸手続きが完了しましたので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、提案するものでございます。

それでは、内容を説明いたします。

管理を行わせる施設は、野崎島自然学塾村でございます。

指定管理者にしようとする団体は、小値賀町笛吹郷二七九一番地一三、特定非営利活動法人『おぢかアイランドツーリズム協会』でございます。

指定の期間は、平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの三年間としております。

参考のため、これまでの事務処理の流れを申し述べますと、昨年十二月に、町長と公募するか否かの協議を行い、公募しない方針を固めた上で、NPOの認証手続き中でありました『おぢかアイランドツーリズム協会』に打診をいたしました。

その結果、一月に正式に申請があり、内容を点検の上、二月十五日に小値賀町公の施設に係る指定管理者選定委員会を開催しております。

審査結果といたしましては、以前から当該施設の管理運営の受託実績があるということ、また、地域振興のための非営利事業の活動を目的にNPO(特定非営利活動法人)として長崎県の認証を得た組織で登記が完了しているということ、今後、町が目指す部分での適切な管理運営が期待できるということ、選定が適当だとされております。

以上、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

黒崎議員

十一番(黒崎政美) 指定管理者となる『おぢかアイランドツーリズム協会』というものは、発足してまもないと。この協会自体が実績もまだ判らないと。実績もあまりないと。そういうところで、担当者からの説明ではいろいろ検討した結果、大丈夫じゃないかと。それで『ツーリズム協会』を指定管理者の指定にすることでございますけれども、何ひとつの間

題点ありませんでしたか？

指定することによって、何も疑問点はありませんでしたかということですか。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） お答えいたします。

選定委員会の中では、やはり黒崎議員が言われますように、そういう組織化がされて間もないというような部分と、あと事業計画、予算計画等が出ておりましたけども、そういう中の、実際にやってみて確実なそういう運営が可能かどうかというようにいろんな部分の指摘もありました。

先ほど申しましたように、このアイランドツーリズム協会というのが観光協会、ながさき島の自然学校、おぢかアイランドツーリズム推進協議会という、そういう三つの団体が一緒になって活動をはじめますので、そういう部分ではある程度基礎的な部分はできているんじゃないかということのようなことで判断をしております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） この指定管理者を指定することについて、経費的な部分の契約内容と言いますか、どのような条件、経費的な条件を伺いたいんですけども、どういうふうな条件を考えておられるのか。

従来のとおり、一般会計から出ていた支出の部分がすべて同じような金額を出すという前提なのか。或いは、期間を決めて段階的にそれが少なくなるような条件であるのか。

その辺のところはどのように考えておられますか。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） お答えいたします。

現在のところ、町が持ち出しをする運営の委託としましては百万円を考えております。

それで、基本的な施設の管理部分についてはまだ十分な検討をしておりますが、根本的な部分についてはIT協会の方から町の方で負担をしてほしいというような、そういうような要望もあっておりますので、そこら辺は考えております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） もう一点だけ確認をしておきます。

自然学塾村の利用料金等については、これは指定管理者がある程度自由に設定できるようにしますか？それとも、これについてはあくまでも町が主導権を握るという内容でしょうか。確認をしておきます。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） お答えいたします。

利用料金については、条例に規定されておりますので、そこを町としては守っていただくような方向で考えておりますが、IT協会の方からも一応提案としまして、料金の値上げ等、そういったものを一緒に考えてもらえないかというような話はあっております。

そういうことですので、アイランドツーリズム協会の方と十分に検討しながら、そこら辺は考えていきたいというふうに思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） だから私は、その指定管理者制度を指定することに対して、どうのこうのというわけじゃありませんけれども、せめて同僚議員の言われるとおり、きれいにカバーできるような、ちゃんと説明できるような実績をせめて一年間ぐらいはやって、その後に指定管理者にお願いするというような考え方はできなかったものかどうか。

いきなりポンじゃなくして、まだ不安である部分がいっぱいある。なら、一年間やっぱり実績を作って、こうこうこうだと…。そうすると、町の持ち出し分なんかもある程度はつきりするんじゃないかと。

だから、そういう一年間様子を見てみよう。はつきりした時点で指定するというような考え方はなかったのかどうか。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） お答えいたします。

当然そういうことも頭の中にはあったんですが、アイランドツーリズム協会の方からも野崎島自然学塾村を利用していろんな活動を積極的に展開したいというような要望があっております。

そういう状況も一応内部的に検討させていただいて、先ほども申しましたように、ながさき島の自然学校組織に管理を委託した実績もありますので、そういったことも加味しながら十分指定管理者として運営ができるんじゃないかというような判断をいたしましたところであります。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 昨日、一般質問の中にも、教会群が世界文化遺産に指定される可能性も残っているわけですね。

そうになると、自然学塾村の運営化にしてもいろいろと弊害が出てくるわけですよ。ご存知のとおり、知床半島は遺産になったばかりにいろいろと制限されて大変困っておると。その世界遺産を返上しようじゃないかと。専門幹ご承知のとおり、そういう弊害もいろいろ出てくるわけですよ。

だから、一年もすると、なるのか・ならないのか、なった場合は、こういうところに非常に迷惑する部分もあるというように条件が出てくるわけですよ。そうになると、ここも相当遺産にならないといけないけれども、確定された場合には相当の制約が出てくると。そういうことがあるもんですから、私は一年待てなかったのかということ言ってるわけです。

その辺は協議の中には入ってませんでしたか。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） お答えいたします。

それは世界文化歴史等の遺産につきましては、反対にアイランドツーリズム協会の方から、かなりの観光の引き合いとか、そういった部分で問い合わせがあつてから、早めにそういったものも利用して観光の部門に活用したいというような話もあつております。

当然、黒崎議員さんがおっしゃられるような部分も今後想定しておかなければいけないというふうには考えておりますが、当面、いつそういうふう指定されるかという、正式に世界遺産として登録されるかという部分も明確ではないというふうな何ってしておりますので、そういう部分で我々としても様子を見ながら対応したいというふうには考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） 事務手続き上の確認ですが、先ほどの答弁の中で、「町長と話し合つた中で公募はしなかった」ということの答弁やったと思うんですが、この指定管理者制度の内容というのが、まず公募をかけて、それで公募がなかった場合にですね、町長の権限でやるつちゅうのが指定管理者制度のやり方じゃないかなという気がするんですが、一応事務手続き上問題がないのかどうか、そこら辺答弁をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） お答えいたします。

指定管理者にかかる条例の第五条の中に、そういった文言がありました。団体組織等の設定の中で、町が出資する法人とか公共団体、或いは公共的団体、そういったものに関しては町長が判断して公募をかけずにですね、候補者として選定することができるといような文言がありますが、そちらの部分で、我々といまして一応公募するか否かについては検討したわけですが、NPO法人化を取得手続き中というような部分もありまして、できたら慣れたところでやっていた方が確実性があるといようなことを判断いたしました。

そういった部分で、手続き上は所定の手続きと言いますか、そういう条例に基づいて手続きを行ったつもりでありますので、大丈夫だといふふうに判断しております。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 今の答弁では大丈夫だということですが、あくまでもこの『おちかアイランドツーリズム協会』はNPO法人に手続き中ということであるならば、さっき言われた条例の中にですね、そういう法人になった組織であればいいんでしようけど、まだ手続き中ということで、まあ法的に問題がなければですね、いいんですが、そこら辺確認とった上で、公募しなかったつちゆうことですかね。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） お答えいたします。

その部分につきましては、一応県とNPOの手続きの調整中にどういような状況かという状況かというような確認はしております。

それで、十月ぐらいから県の方と調整には当たっております、そういう部分でいろんなNPOの趣旨とか目的、そういった部分を県の方とも確認しながら一緒に平行して進めていたわけですが、ある程度の、大丈夫だろうという形で、こちらの方としても業務を進めてきたつもりでございます。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） さっき、黒崎議員からも話があったとおりですね、慌ててする必要もないんじゃないかと思うんですが、そういう不確定な部分があるということであるならばですね、そこら辺が確定してからでも遅くはないんじゃないかなと思

うんですが、如何でしょうか。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） お答えいたします。

こちらの方といたしましたも、四月一日から一応指定管理をしようということで、かなり前からそういう計画を立てていた部分もありまして、できるだけ早めに進めようというような感じはありました。

それで、先ほど言われましたように、このアイランドツーリズム協会の方がまた不確定な要素が大きいですという部分も黒崎議員さんからも指摘がありましたし、加山議員さんからも同様な指摘があつているところではあります。当面、一年一年、IT協会の方ともいろんな検討を重ねながら、この指定管理者としての事業運営を町と協会の方でやつていきたいというふうに考えておりますので、そういう部分では楽観的な形になるかも知れませんが、一応大丈夫じゃないかというふうな判断をしております。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午前 十時 零分 —

— 再開 — 午前 十時 二分 —

議長（近藤一輝） 再開します。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） 失礼をいたしました。

NPO申請をいたしまして、県の方から二月七日に認可がおりております。

それで、十六日に登記を済ませておりました、すでにNPO法人としての正式な発足をみているところであります。

それで、先ほども言われましたように一応申請の段階では、申請中ということですが、今言ったように正式な法人化の登記が終わつていふというふうな状況です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一〇号、野崎島自然学塾村の指定管理者の指定についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一〇号、野崎島自然学塾村の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

一番(加山雅徳) 議長、休憩の動議です。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) しばらく休憩します。

	休憩	午前	十時	四分	
	再開	午前	十時	二十四分	

議長(近藤一輝) 再開します。

日程第六、議案第一一号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算(第四号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長(西村久之) 議案第一一号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算(第四号)について説明いたします。

今回の補正予算は、普通交付税の額の確定による追加及び特別交付税の追加、各種投資的事業における実績及び見込み額による国庫補助金・県補助金・町債の変更が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ五千四百万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十九億六千五百五十万円とするものとさせていただきます。

第二条、繰越明許費は、第二表「繰越明許費」に示しますとおり、農地及び農業用施設災害復旧事業の内、三千九百七十四万六千円分を翌年度へ繰り越すものとさせていただきます。

第三条、地方債の補正は、第三表「地方債補正」に示しますとおり、柳漁港地域水産物供給基盤整備事業・小値賀漁港広域漁港漁場整備工事地元負担金・新小浜団地公営住宅建設工事・農地及び農業用施設災害復旧事業に係る地方債の限度額の変更でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、三款・利子割交付金、一項・利子割交付金、一目・利子割交付金を八十万円減額し、利子割交付金の総額を七十万円としております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税、一目・地方交付税三千四百五十六万二千円の増額は、普通交付税の額の確定により四百五十六万二千円の追加及び特別交付税を三千万円増額したもので、地方交付税の総額を十七億三千九十一万六千円としております。

十一款・分担金及び負担金、二項・負担金、一目・民生費負担金六万一千円減額、同じく二目・教育費負担金を二千万円減額し、負担金の総額を六十万八千円としております。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料、二目・民生使用料六十万円増額、同じく七目・教育使用料を十二万七千円増額し、使用料の総額を二千七百二十五万四千円としております。同じく二項・手数料、三目・農林水産業手数料を四十万円増額し、手数料の総額を一千百三十五万六千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・民生費国庫負担金二百四十七万一千円増額、二目・衛生費国庫負担金を四十四万六千円減額し、国庫負担金の総額を三千五百四十一万六千円としております。同じく二項・国庫補助金、一目・民生費国庫補助金百二万一千円減額、同じく四目・土木費国庫補助金五百五十二万七千円減額、同じく六目・教育費国庫補助金を二万六千円減額し、国庫補助金の総額を一億四百二十六万七千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金を六万円減額し、委託金の総額を三百四十五万五千円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金、一目・総務費県負担金一万九千円増額、同じく二目・民生費県負担金を九百三十万八千円減額し、県負担金の総額を四千五百五十八万三千円としております。同じく二項・県補助金、二目・民生費県補助金百十四万二千円減額、同じく三目・衛生費県補助金五十五万六千円増額、同じく四目・農林水産業費県補助金二百九万四千円減額、同じく九目・災害復旧費県補助金を八十五万八千円増額し、県補助金の総額を二億五千五百七十五万二千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金七万八千円増額、同じく四目・農林水産業費委託金を百二十一万二千円増額し、委託金の総額を一千七百十六万二千円としております。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・財産貸付収入八万四千円増額、同じく二目・利子及び配当金を四十二万五千円増額し、財産運用収入の総額を六百七十二万二千円としております。

十六款・寄附金、一項・寄附金、一目・総務費寄附金七十一万二千円増額、同じく三目・民生費寄附金二十二万六千円増額、同じく四目・衛生費寄附金七十五万円増額、同じく七目・教育費寄附金を九万九千円増額し、寄附金の総額を百七十九万三千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、二目・振興基金繰入金三千七百七十七万三千円繰り戻し、同じく三目・まちづくり担い手育成基金繰入金四十三万一千円繰り戻し、同じく八目・減債基金繰入金三千四百六十四万五千円繰り戻し、同じく九目・中山間ふるさと活性化基金繰入金を八千円繰り入し、基金繰入金の総額を一億二千六百九十四万八千円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入、五目・雑入を百十五万一千円減額し、雑入の総額を五千九百二十九万五千円としております。

二十款・町債、一項・町債、四目・農林水産業債七十万円減額、同じく六目・土木債三十万円減額、同じく九目・災害復旧債を七百七十万円減額し、町債の総額を二億二千万円としております。

歳出では、一款・議会費、一項・議会費、一目・議会費を七十七万三千円減額し、議会費の総額を五千八百九十五万六千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費四百二十七万九千円減額、同じく二目・文書広報費二十四万六千円増額、同じく五目・財産管理費二百四十二万円増額、同じく六目・企画費百五十一万円減額、同じく八目・空港費百十三万二千円減額、同じく十一目・ふるさと創生事業費を六十二万四千円減額し、総務管理費の総額を三億二千百七十七万七千円

としております。同じく四項・選挙費、六目・県議会議員選挙費は、支出節の変更及び財源調整でございませう。同じく五項・統計調査費、一目・統計調査総務費五万八千円増額、同じく二目・国土調査費を二十五万三千円減額し、統計調査費の総額を五千五百四十九千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費六百六十八万九千円の減額は、国保特別会計繰出金三百五十八万三千円の減額、老人保健特別会計繰出金四百七十二万八千円の増額、介護保険特別会計繰出金七百一十四千円の減額が主なものでございませう。同じく三目・老人福祉費二百五十九万円の減額、同じく四目・身体障害者福祉費一千四百四十八万七千円の減額は、進行性筋萎縮症者療養費等給付費一千八十万五千円の減額が主なものでございませう。社会福祉費の総額を二億六千七百七十九万七千円としております。同じく二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費一万四千円増額、同じく三目・児童福祉施設費を二十八万三千円減額し、児童福祉費の総額を六千七百三十五万三千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費百十三万円の減額、同じく二目・予防費五万円増額、同じく三目・環境衛生費二十万七千円減額、同じく四目・健康増進費を百三十二万五千円減額し、保健衛生費の総額を一億一千七百三十六万六千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費三十三万一千円減額、同じく二目・し尿処理費を百十七万三千円増額し、清掃費の総額を九千九百六十五万三千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業委員会費二十万三千円減額、同じく二目・農業総務費七万八千円増額、同じく三目・農業振興費四十二万八千円減額、同じく四目・畜産業費百八十八万三千円減額、同じく五目・農地費を八千円増額し、農業費の総額を一億八千六百三十一万六千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費百三十六万九千円の減額は、松くい虫防除事業の実績に係る精算でございませう。林業費の総額を二千二百四万五千円としております。同じく三項・水産業費、一目・水産業総務費五万円減額、同じく二目・水産業振興費三十万二千円減額、同じく三目・水産施設費十一万四千円減額、同じく四目・漁港管理費七万一千円減額、同じく五目・漁港建設費を百十四万円減額し、水産業費の総額を二億一千九百四十五万八千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費三百六十二万九千円の増額は、小値賀交通バスの修理に係る経費でございませう。同じく二目・商工業振興費二十万円増額、同じく三目・観光費を四万五千円増額し、商工費の総額を五千五百三十三万四千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費を四十万一千円増額し、土木管理費の総額を一億二千八十二万二千円としております。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費を五万一千円増額し、道路橋梁費の総額を一千四百十三万五千円としております。同じく三項・住宅費、二目・住宅建設費を八十九万八千円減額し、住宅費の総額を二億百二十万二千円としております。

八款・消防費、一項・消防費、一目・非常備消防費を一千十三万二千円減額し、消防費の総額を七千七百九十四万六千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、一目・教育委員会費五万五千円減額、同じく二目・事務局費を十一万八千円減額し、教育総務費の総額を三千八百六十六万七千円としております。同じく二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費十三万八千円減額、同じく二目・教育振興費を一万七千円減額し、小値賀小学校費の総額を一千五百二万九千円としております。同じく三項・斑小学校費、一項・学校管理費を七十四万一千円減額し、斑小学校費の総額を六百八十一万三千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、一目・学校管理費二十一万円減額、同じく二目・教育振興費を六十七万二千円減額し、小値賀中学校費の総額を一千七百八十三万円としております。同じく六項・幼稚園費、一目・幼稚園費は、財源調整でございませぬ。同じく七項・社会福祉費、三目・総合センター費三十三万円減額、同じく五目・文化財保護調査費は、支出節の変更に及び財源調整でございませぬ。同じく六目・図書館費六十六万円を減額し、社会教育費の総額を六千七百八十九万九千円としております。同じく八項・保健体育費、一目・保健体育総務費七十二万円減額、同じく二目・学校給食費を五万円増額し、保健体育費の総額を二千七百七十六万九千円としております。

十款・災害復旧費、一項・農林水産施設災害復旧費、一目・農業用施設災害復旧費を六百三十二万七千円減額し、農林水産施設災害復旧費の総額を八千九百二十七万三千円としております。

十一款・公債費、一項・公債費、一目・元金は財源調整でございませぬ。同じく二目・利子を三十七万六千円増額し、公債費の総額を七億三千六百四十一万八千円としております。

十三款・予備費、一項・予備費、一目・予備費を六十万八千円減額し、予備費の総額を五百八十二万二千円としております。

以上、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）の概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第三款・利子割交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・地方交付税

松永議員

六番（松永勇治） 地方交付税は前年度に比べて普通交付税で一億四百二十二万五千円、五・八七％減額、特別交付税は今回三千万増額した、五千九百五十九万円と比較すると、二千七百十三万円、三一・二八％減、地方交付税総額は十七億三千九十一万六千円で、前年度比一億三千百三十五万五千円、七・〇五％減額しています。

今後の財政運営が大変心配されますが、財政課長に地方交付税のですね、今後、十九年度以降の推移について、ご説明お願いいたします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えいたします。

確かに今年はですね、十七年度の国勢調査の影響と言いますか、それがありましてその人口の減によるものと、町債の減額によるものが主な要因でございます。

今後ですね、十九年度以降につきましては、人口については同条件でございます。起債関係の償還の減が主な要因となります。それとですね、斑小学校が小値賀小学校への統合に伴いまして小学校の学校数が一校減ということと、現在、納島から小値賀小学校・小値賀中学校等に通っている『スクールポート』というのがありますけども、それが無くなる可能性があるということですので、それを勘案しますと大体十九年度につきましては、前、財政計画を出してございましたけども、大体それぐらいの水準で推移していくのではないかとというふうに予測をしております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 概算で大体今年と変わらないつちゆうことでございますね。ただ、学校数が減ったり、そして償還額が減って、辺地債・過疎債の七〇・八〇％の財政需要額が減るといふことですから、そのくらい減れば、償還金も減るから交

付税も減るといふことですね。ただ、二〇%・三〇%分がそのまま残ると、財源としては必要だといふことですね。

少し甘いんじゃないですか！学校が減るから、償還金が減るからうちゅうだけのことじゃなくて、なんか他に、いろいろ国の方では協議されておりますけれども、もう少し深い試算が必要ではないかと思いますが、その辺どうお考えですか。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

地方交付税の試算につきましては、十九年度から新型交付税に移行します。その新型交付税の試算も踏まえた上でですね、私が先ほど答弁しましたけれども、今年度、十八年度と同じ条件としますとですね、新型交付税になった部分につきましては、寧ろ減るよりも増えるという要因の方が多いということで、マスコミ等の方からも報じられてるとおりでございます。全国の町村で大体三割ぐらいの自治体が新型交付税に移行すると、地方交付税が減るといふようなことは言われておりますけれども、まさにそれは当たっております。小さい過疎地域とか離島半島、それから山間地域の市町村につきましては寧ろ新型交付税に移行しますと、その分については増えるといふふうには私の中では確信をしております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 新型交付税になりますと、まあはつきりは私もまだあれしとりませんけれども、人口割で九割、それから面積割で一割ということになりますと、小値賀町は人口は勿論今のような状況でございます。そして、面積もそう大きい方ではないと……。

そうした場合に、そういうふうなことから考えると少し不安な点もあるわけですが、その点をご説明願います。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

確かにですね、全国のどの自治体においてもですね、新型交付税になるとどのようになるかといふふうな不安を持っているのは事実でございます。

しかし、国から『試算表』というのが来ておりまして、それを試算した結果ですね、大体ですけども、先日の議会の時も言いましたけども、まず減ることは無いと。同じ条件だったらすね。同じ条件でいくんであれば、減ることはないといふふうには、それはもうこっちの方で試算もできておりますので、『試算表』がありますので、それを後ほど渡してもいいとい

うふうな、これは公表はしてませんけども、一応試算をしたのがありますので、それによりますと大体一千万ちよいは増えるような計算になっております。同条件であればという条件付きでございますけども……。

そういうことで十九年度以降につきましては、今度の二十一年までですかね、国勢調査が終わる、また二十二年から国勢調査の人口でまた人口が減りますので、それによつてはまたその分も勘案しなければいけないと思っておりますけども、今後、十九・二十・二十一につきましては、同じような推移で行くのではないかというふうに確信をしております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 是非その試算表をいただきたいと思ひます。

そして、この程度の交付税が来るということであれば、ひとまず安心をいたしました……。安心いたしました。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） 本日の議会の終了後に皆さんに配布をしたいというふうに思ひますので、そういうことでご了承願ひたいと思ひます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十一款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十二款・使用料及び手数料

松永議員

六番（松永勇治） 民生使用料でございますけれども、児童福祉使用料がですね、この時期に六十万、保育料が補正されておりますけども、この年度末にですね、もし早く判つとれば早く補正して有効に使うべきではなかったかと思ひますが、六十万つちゅうのがちよつと大きいもんですから、お尋ねいたします。

議長（近藤一輝） 保育所長

保育所長（中谷 功） お答えいたします。

毎月の園児数の増減があるものですから、この時期に補正をしたということでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十三款・国庫支出金

松永議員

六番(松永勇治) 二項の国庫補助金の、四目・土木費国庫補助金ですね、住宅費補助金、公営住宅家賃対策補助金が五百三十万二千円減額しておりますが、この理由とですね、この家賃対策補助金はですね、住宅費に使われるところのかと思っておりますが、どうも充当先が土木総務費の中に入っているような気がするんですね。その辺のところをひとつ、住宅費のうちうことですから、私は住宅費の中に入ることかなと思っております。土木総務費の中に入るとるようでございます。その二点についてお尋ねをいたします。

議長(近藤一輝) 建設課長

建設課長(中村敏章) お答えいたします。

国庫補助金の減額の件でございますけど、家賃対策補助が十七年度以前に作られたものについては、交付金で算入できるような形に変わっております。

これがですね、十二月補正でできなかったのが、十七年度以前に作られた住宅であっても特公賃についてはですね、若干制度が変わっているんですけど、まだ交付の対象になっておりますので、特公賃の分ですね、十七年度以前に作られた補助額で七十三万五千円ございます。その分の額が確定しなかったものですから、十七年度以前に作られた公営住宅の家賃対策補助については扱っていませんでした。

二点目のですね、住宅対策補助、これは特公賃と十七年度に建設しました港団地、これにかかる家賃補助がございまして。この分ですね、あくまでも住宅管理費に使う補助金でございますので、住宅建設費には充当しておりません。ですから、土木総務費の方に充当しております。

議長(近藤一輝) 松永議員

六番(松永勇治) そうすると、充当は人件費が土木総務費の方で組み立てられているから、それに充てるような財源であるというところで、土木総務費の方に充てているということでございますか。

議長(近藤一輝) 建設課長

建設課長(中村敏章) 議員おっしゃるとおりでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十四款・県支出金

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 四目の農林水産業費県補助金で、一節・農業費補助金、この中での、県のレベルアップ事業費、これが当初予算のまんま減額になっておりますので、これの説明と、それから、担い手総合支援の、これの減額の理由をお願いします。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（松本充司） お答えいたします。

長崎県若雌牛群レベルアップ事業補助金の減額の理由でございますが、この事業につきましては、長崎県内産の種雌牛を県内に残すというようなことで、その導入牛に対する補助でございますが、従来、一頭当たり五万円をですね、県から町を通じて導入者の方に補助をしておりましたけども、年度途中におきまして独立行政法人農畜産業振興機構の指定事業となりまして、町は経由せずに直接事業主体の農協の方に交付されるように変わったというようなことで、全額を減額いたしております。

二点目の、長崎県強い農業づくり交付金の担い手総合支援にかかる分でございますが、これは平成十九年からの品目横断的経営安定対策に対応するため、集落営農とか法人化を推進する経費として県の方から補助金を受けてるわけですが、結果としまして町長の所信表明でも述べていただきました農事組合法人が立ち上がったということでもあります。

こういった組合法人に設立に関する経費につきましてはですね、税理士を招いての研修会とか、それから視察研修、こういったものをこの事業で予定していたわけですが、法人化の推進につきましては、国の直轄の事業ができて百パーセント補助というような経費ができたんですから、これにつきましては直接事業主体の法人化を目指す組織にですね、国の方から直接交付されるというようなことになりまして、こちら辺の経費を百パーセントの補助を使ったために、県の担い手総合支援補助金が減額になったというようなことであります。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 一項・県負担金の、二目・民生費県負担金、一節・社会福祉費負担金でございますが、この中ですね、

進行性筋萎縮症者療養等給付費がですね、現計で一千五百八十九万九千円。今回、一千九十九万四千円減額しますと、四百十九万五千円ということになります。これは実績に基づくものでございますか、お尋ねします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、実績によるものでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十五款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十六款・寄附金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十九款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二十款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・総務費

松永議員

六番（松永勇治） 一般管理費のですね、一節・報酬、会長報酬でございますけれども、これは各種委員等報酬及び費用弁償条例に基づいて計上されている報酬でございますが、二十七万円の減額の理由とですね、それと、五目・財産管理費、公

有財産購入費二百万円、土地家屋購入費。これの内容を説明いただきます。その活用目的ですね。そういうなことに
て説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） 会長報酬の減の理由は、均等割が十五万八千円ですが、会舎町地区が一地区宮崎町と一緒に
ための一件の減が十五万八千円と、それと世帯割が三千五百円ですが、三十二世帯の減で合計二十七万の減でござ
います。それと、財産管理費の公有財産購入費は、先日、全協でも説明しましたが、旧藤松義央さんの土地・家屋の購入費でござ
います。それと、活用につきましては、町長が説明するそうです。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

活用につきましては、購入したあとにですね、一応町の文化遺産ということですね、残したいと。その後の活用につ
ては、まだはつきり決まっておりますので、それについても後ですね、皆様と相談しながら検討していくこと
ご理解をしていただければと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 先ほど聞き忘れましたけれども、財産管理費ですね、積立金でございます。

小値賀町まちづくり担い手育成基金ですけれども、この条例を見ますとですね、一億円をいつも基金として持つときな
さいということになっておりまして、今、私残高を見ますとですね、七千八百万しかないんですよ。

それで、一億円の基金を持続していかなければなりません、今後、一億円にされるような計画はあるのかどうか、お尋
ねします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） この基金につきましてはですね、今、まちづくり担い手育成基金を言われておりますが、他にも
すね、おかしいところがありますので、六月か九月の議会ですね、まとめてですね、基金につきましては、条例改正をし
たいというふうに考えております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 私、各基金のですね、条例と見合わせて今現在高と調べてみましたところが、大体です、一万円しなければならぬとか、予算に上げてですね、そういうものをされているようです。ただ、私が今調べたところでは、まちづくり担い手基金と、もう一つありましたけれども、それは小さい金だったもんですから、私は上げませんでしたけれども、これだけで後は条例どおりに予算が組まれているようです。「改正するとか・せんとか」じゃなくて、こういうようなちゃんと決められたことはですね、やっぱりちゃんとしていたただかないと、特にまちづくり担い手育成基金つちゆのは大事な基金でございますので、その点についてはどうお考えですか。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

―	休憩	午前	十一時	一分	―
―	再開	午前	十一時	十分	―

総務課長

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長（谷 良一） 小値賀町まちづくり担い手育成基金条例の第五条、（基金の処分）の中に、「まちづくり担い手育成に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。」というふうになっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・衛生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・農林水産業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・商工費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・土木費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第八款・消防費

松永議員

六番(松永勇治) 非常備消防費でございますけれども、消防団員報酬七十二万七千円の減額と、それから十九節の広域消防事務費委託金が八百八十万九千円減額されて、五千二百四十九万円になされておりますけれども、その理由をお願いいたします。

議長(近藤一輝) 総務課長

総務課長(谷 良一) まず、消防団員の報酬の減ですが、これは当初は定員で組んでおりまして、今回の補正は、実数で組んでおりますので、そのための減額でございます。

広域負担金の減額につきましては、交付税の基準財政需要額に基づいて算定をされておりますので、その『減』のための減でございます。

議長(近藤一輝) 松永議員

六番(松永勇治) そうすると、消防団員の定数は決まっておりますけれども、団員報酬は……。もう実際に一分団・十五人であるのに、十三人しかいないと、一年間……。そうした場合には、実数で支給した分だけが減額しとるということですか。そうすると、消防団員は一ヶ分団が十五人だろうと記憶しておりますけれども、不足しとる人員が大分あるわけですね。それとですね、広域消防事務負担金は、必要額をですよ、交付税のどうこうじゃなくて、必要額を広域管内の市町村で按分して、いろいろ按分の方法がありますけど、按分して出す経費ですけど、交付税が下がれば、この佐世保西消防署に委託している経費の各町の負担というのは下がるっちゅうことですか。

今まで、需要額に上乘せをした委託金を負担していたんじゃないですか。交付税の需要額を全部負担するっちゅうことじゃなくて、広域関係のですね、今まで交付税でみられない分で佐世保西消防署が必要な額を全部で負担しておりましたので、需要額よりも上回った負担をずっと今までしてきたと思うんですよ。

ですけど、今の課長の説明ではですね、交付税が必要額が下がったから、負担金も下がったんだという話ですが、ちよつとこれは私納得いきませんが……。

議長(近藤一輝) 総務課長

総務課長（谷 良一） 今まではですね、交付税の基準財政需要額の六割を目途にしてですね、交付されておりました。

ですから、基準財政需要額を上回って負担したということはありません。それは、松永議員が前してた時はそうだったかも知れませんが、今は違います。ですから、今回の減の理由は、基準財政需要額が下がったための減で、そのための負担金の減でございます。

参考のためにですね、今回からは「基準財政需要額の範囲内」ということになっております。六割からですね。そういうことになっております。そして、按分の方法はいろいろあるんですけど、「基準財政需要額を上回って負担することはない」ということでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） そういうことになったのであれば、何もございませんけれども、大体元はですね、一つの項目があったて、消費税全体じゃなくて、前は広域消防負担金に対する需要額がはつきりしとったと私は思うんですけども、そうであれば、私が「それじゃない。」ということはできませんので……。

議長（近藤一輝） 第九款・教育費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十款・災害復旧費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十一款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『繰越明許費』についてご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

次に、第三表『地方債補正』についてご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算(第四号)を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第一号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算(第四号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(近藤一輝) 起立全員です。

したがって、議案第一号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算(第四号)は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第一二号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第三号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第一二号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）について、ご説明いたします。

このたびの補正は、歳入歳出それぞれ二千八百八十八万五千円を追加し、予算総額を五億四千七百七十七万八千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、概要をご説明いたします。
七頁をお開きください。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金二十二万四千円を増額、同じく三目・高額医療費共同事業負担金二十四万五千円を減額し、国庫負担金の総額を一億二千八百五十四万六千円としております。同じく二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金二千四百五十七千円を増額し、国庫補助金の総額を七千八百六万円としております。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金四百七十二万四千円を増額し、療養給付費交付金の総額を六千四百九十三万九千円としております。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・高額医療費共同事業負担金二十四万五千円を減額し、同じく二目・財政調整交付金四百七十二万円を減額し、県負担金の総額を二千八百十一万五千円としております。

第六款、一項、一目・共同事業交付金十七万二千円を増額し、二目・保険財政共同安定化事業交付金四百二十六万円を減額し、共同事業交付金の総額を四千四百八十九万四千円としております。

第七款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・利子及び配当金二十五万四千円を増額し、財産運用収入の総額を二十九万八千円としております。

第八款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金三百五十八万三千円を減額し、一般会計繰入金の総額を三千三百七十三万三千円としております。二項・基金繰入金、一目・財政調整基金繰入金五百五十七万七千円を増額し、基金繰入金の総額を一千万円としております。

次に、歳出についてご説明いたします。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費三十三万五千円の増額は、十三節・委託料で、法改正に伴う電算

システムの改修委託料が主なものでございます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費一千二百万円を増額し、療養諸費の総額を三億九百九万五千円としております。二目・退職被保険者等療養給付費、三目・一般被保険者療養費、四目・退職被保険者等療養費は、財源の組み替えでございませう。同じく二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費は、歳入費目の増減による財源組み替えでございませう。二目・退職被保険者等高額療養費五十万円を減額し、高額療養費の総額を三千四百二十五万円としております。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費、二目・退職被保険者等移送費は、いずれも歳入費目の増減による財源組み替えでございませう。四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金十五万円を増額し、出産育児諸費の総額を百三十五万円としております。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金、第四款、一項、一目・介護納付金、いずれも歳入費目の増減による財源組み替えでございませう。

第五款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金百五十万円を減額し、二目・保険財政共同安定化事業拠出金百三十万三千円を減額し、共同事業拠出金の総額を四千六百六十二万九千円としております。

第六款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費は、歳入費目の増減による財源組み替えでございませう。二項・健康管理センター事業費二十三万二千円の増は、実績見込みによるものでございませう。

第七款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金二十五万四千円を増額し、基金積立金の総額を二十九万八千円としております。

第九款・諸支出金、三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金一千七百七十六万七千円の増は、歳入、第三款・国庫支出金の特別調整交付金のへき地診療所運営費分に加えて、町立診療所の収支不足に国保特会の財政調整基金を取り崩して充当するものでございませうが、町全体の財政が厳しい中で、国保財政調整基金が適正規模を超えて積み立てられていることもあり、国保診療所へ繰り出すものでございませう。補正後の基金残高は、二億三千三百六十六千円となります。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第三款・国庫支出金

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 二項・国庫補助金で、一目・財政調整交付金、二節の特別調整交付金の中の、減額の内容をお願いします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

主に精神費用額の実績による減額でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・共同事業交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第八款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・介護納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・同事業拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一二号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一二号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第三号)は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第一三号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第二号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(中川一也) 議案第一三号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第二号)についてご説明いたします。

このたびの補正は、歳入歳出それぞれ一千七百八十一万二千元を減額し、予算総額を四億九千六百二十一万九千元にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

四頁をお開きください。

第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金百七十八万九千元を減額、同じく二目・審査支払手数料交付金、一節・現年度分五万三千元を減額して、支払基金交付金の総額を二億五千六百九十九万八千元としております。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金一千八百二十万八千元を減額し、国庫負担金の総額を一億三千九百九十六万八千元としております。二項・国庫補助金、一目、一節・医療費適正化事業補助金二十二万円の増額は、歳出・第一款に係る法改正に伴うシステム改修委託料の財源として交付されるものでございます。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金二百七十一万円を減額し、県負担金の総額を三千六百八十三万四千元としております。

第四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金四百七十二万八千元を増額し、一般会計繰入金の総額を四千二百二十一万

三千円としております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、九節・旅費一万四千円の増額、十三節・委託料三十二万四千円の増額ですが、これは制度改正に伴うシステム改修分四十四万一千円が主なもので、一般会計で計上していたものを、国庫補助金が交付されることにより特別会計に組み替えるものでございます。

第二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費一千八百万円を減額し、三目・審査支払手数料十五万円を減額、医療諸費の総額を四億七千八百九千円としております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・医療諸費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一三号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第二号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一三号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第二号)は、原案のとおり可決され

ました。

日程第九、議案第一四号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第三号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(中川一也) 議案第一四号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第三号)について、ご説明いたします。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ七百八十四万五千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ三億二千六十九万九千円にするものでございます。

補正の主な内容は、認知症高齢者グループホーム建設事業補助金を含む地域介護・福祉空間整備等交付金事業に関する増額補正が主なものでございます。

第二条「繰越明許費」は、第二表のとおり、グループホーム建設事業補助金でございますが、一月に国の内示があり、工事が年度内に完了しないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
六頁をお開きください。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金九百二十四万三千円の減は、歳出・第二款・保険給付費の減額及び平成十八年四月からの制度改正による補正でございます。二項・国庫補助金、一目・調整交付金、一節・現年度分六百五万五千円の増は、国の確定額によるものでございます。同じく五目、一節・事業費補助金一千七百五十二万円の増は、グループホーム建設及び地域福祉センターの一部改造等に係る定額の補助金、介護保険制度改正に係るシステム改修費の二分の一の補助金を計上しております。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金六百三十六万八千円の増額は、平成十八年四月からの制度改正等、県の割当内示によるものでございます。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金五百九十八万六千円の減額、二目・地域支援事業支援交付金十四万五千円の増額は、実績見込みによるものでございます。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金七百一十四万四千円の減額は、歳出の第二款・保険給付費の減額に伴うものが主なものでございます。

歳出についてご説明いたします。
七頁をお開きください。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費二千八百二十一万五千円の補正。十三節・委託料百六十四万円は、法改正に伴うシステム改修料でございます。十五節・工事請負費は、介護予防事業の拠点として福祉センターの一部を改修する工事費でございます。十九節・負担金、補助及び交付金一千四百八十四万五千円は、認知症高齢者グループホーム建設

費の補助金として、事業主体である社会福祉法人「博仁会」へ交付するものが主なものでございますが、国の追加要望による交付決定のため、次年度への繰越事業となります。

第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費は、いずれも実績見込みによる減額補正でございます。三項・その他諸費、一目・審査支払手数料十六万二千円の減、四項、一目・高額介護サービス費二十五万五千円の減、五項、一目・特定入所者介護サービス費六十万円の減につきましても、同様に実績見込みによる減額補正でございます。

第五款・地域支援事業費九十一万五千円の減は、配食サービスの実績見込みによる減額でございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・地域支援事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松永議員

六番（松永勇治） 一款・総務費のですね、一般管理費の中の、十九節・負担金、補助及び交付金、認知症高齢者グループホーム建設補助金一千五百万でございますが、博仁会が建設するのに補助をするわけでございますけど、どういふふうな内容の補助金になつとるわけですか。内容をお聞かせください。お尋ねします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

この補助金は、国の交付金で、交付金の名称は『地域介護福祉空間整備等交付金』という名称でございます。今回の計画ではユニット九人のグループホームを建設するというところで、その定額で、一千五百万という定額補助でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） そうするとですね、歳入の方で『福祉空間整備等交付金』の一千六百万円にこの認知症グループホーム建設補助金の財源が入つておるといふことで、歳入の方が多いんですけど、何か他にこれは別にありますか。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

歳入の方の国庫補助金の一千六百万は、もう一つの、直接町が行います地域福祉センターの改修工事費、歳出の一般管理費の十五節の工事請負費の分が入っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

七番（岩坪義光） 八頁の、地域支援事業費の五目ですね、任意事業費。

先ほど、中川課長さんから説明がありましたけども、この高齢者の配食サービスで委託料が減つたと今説明があつたと思えますけども、これは高齢者が自立できるつちゆうことで配食サービスが減つたつちゆうことでしょうか。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えします。

通常であれば、自立によつて配食がストップするということはほとんどまれということになると思います。転出、或いは死亡、そういったことが主な要因でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『繰越明許費』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一四号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一四号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第一五号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第一五号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、公共下水道事業予算の追加割当てによる補正及び事業収入の増額補正が主なものでございまして、「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ百九十万七千円を追加し、予算総額を二億五千万九千九百円といたしております。

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁、歳入よりご説明いたします。

一款、一項、一目・使用料の七十万円増額補正は、下水道接続の増加によるものでございます。

二款、一項、一目・下水道事業費国庫補助金七十七万円の増額補正は、追加割当てによる増額でございます。

二目・浄化槽整備事業国庫補助金三万七千円の増額補正は、事業費の確定によるものでございます。

四款、一項、一目・一般会計繰入金四十万円の増額補正は、国庫補助金の追加割当て分の補助残が起債充当できないためによるものでございます。斑地区の事業費三千八百八十万円に対して八%の県交付金二百五十四万四千円が一般会計で受け入れられる予定ですので、それを下水道事業特別会計へ繰り戻してもらおうこととしており、補正後の一般会計繰入金を一億一千二百四十万円といたしました。

歳出では、一款、一項、一目・一般管理費は財源の組み替えでございます。

二款、一項、一目・漁村再生整備費の増額補正は、斑地区の調査設計委託料に計画変更が生じ、各節を減額し、十三節・委託料に充当しております。設計協議の結果、処理場の建屋と中継ポンプ二基の追加設計が生じ、委託料を増額しております。十三節・委託料を百五十万七千円追加補正し、三千百五十三万七千円としております。二款、一項、一目・漁村再生整備費を四十七万一千円増額し、三千八百八十四万五千円といたしました。二款、一項、三目・公共下水道事業費、十五節・工事請負費の百四十万円の増額補正は追加割当てによるもので、管渠舗装で仮舗装箇所の本復旧工事を予定しております。二款、一項、四目・合併浄化槽整備費、十五節・工事請負費の増額補正は、合併浄化槽設置工事において、補助対象外の単独工事費として、二十七万円追加補正しております。

四款、一項・予備費を二十五万六千円減額し、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を、二億五百五十

三万九千円といたしました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・施設整備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

立石議員

立石議員

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一五号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第三号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一五号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第三号)は、原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第一六号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第四号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長(升水裕司) 議案第一六号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第四号)の提案理由を説明いたします。

この度の予算補正は、診療収入の全体的な見直し及び医師診療謝礼の減額、並びに医薬品購入費の増額が主なものでございます。既定の予算に歳入歳出それぞれ二百二十三万円を増額し、補正後の総額を四億三千八百四十九万八千円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・診療収入は、一項・入院収入で、一目・国民健康保険診療報酬収入を二百万円減額、二目・社会保険診療報酬収入を六十万円増額、三目・老人保健診療報酬収入を六十万円増額、六目・標準負担額収入を五十万円増額し、一項・

入院収入の補正後の総額を五千三百八十二万円にいたすものです。これは、十月以降で平年より入院患者が減少したことによるもので、全体では前年度決算より二〇%（一千三百五十万円）程度下回る見込みとしております。二項・外来収入で、二目・社会保険診療報酬収入を百万円減額、三目・老人保健診療報酬収入を八百万円減額、五目・その他診療報酬収入を百万円減額し、二項・外来収入の補正後の総額を三億二千六百一十一万円にいたすものです。これは、一月までの患者数を前年度と比較しますと五%（千三百二十四人）減少しており、外来収入全体では前年度決算より八・二%（二千八百八十万円）程度下回る見込みとしております。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金を一千百七十六万七千円、二目・一般会計繰入金を五十五万六千円をそれぞれ増額し、一項・他会計繰入金の補正後の総額を二千七百八十二万三千円にいたすものです。これは、血圧脈波検査装置購入事業に係る国保の調整交付金から県の補助金に変更になったことによる組み替え分三十八万円の減額と、へき地直診補助金で診療収入の伸びによって交付対象額が下がり、八十五万三千円の減額、赤字補填分として国保財政調整基金より一千三百万円の繰り入れを行うものです。一般会計繰入金の五十五万六千円の増額は、国保調整交付金からの組み替え分で、血圧脈波検査装置購入事業にかかる県補助金です。

次に、歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、三節・職員手当等の六十九万九千円減額は看護師の夜勤、医師の当直料で実績に伴うものです。八節・報償費二百万円減額は、県立大学からの医師招聘回数を減らしたことによります減額分が主なものです。十四節・使用料及び賃借料は、パソコン四台分のリース料と特殊外来招聘医師の送迎用の船舶借上料の増額が主なものでございます。十五節・工事請負費は、空調設備工事の完了に伴う執行残分の減額でございます。十九節・負担金、補助及び交付金五十四万円の増額は、心臓外来医師招聘分の報償費から負担金への組み替えと、支援センターからの平日の代診応援分でございます。これらにより一項・総務管理費の補正後の総額を一億八千五百二十二万七千円といたしました。二項、一目・研究研修費は、九節・旅費三十万円、十八節・備品購入費二十万円をそれぞれ減額し、二項・研究研修費の補正後の総額を五十九万三千円といたしました。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費、十一節・需用費四十五万円減額は、各種器具修理費で、残り期間と前年度の支出状況により判断し減額いたしております。十四節・使用料及び賃借料百万円減額は、在宅酸素の患者数が当初見込みより減少したことによるものです。二目・医薬品衛生材料費、十一節・需用費八百五十万円増額は、薬品代で一月までの

実績を基に見込み計上いたしております。十二節・役務費は、外注検査件数が予想を下回る見込みですので百五十万円減額し、一項・医業費の補正後の総額を二億三千九百四十一万五千円といたしました。二項・給食費、十一節・需用費は入院患者数の減少に伴い、賄い材料費を四十万円減額し、二項・給食費の補正後の総額を四百六十四万円といたしました。

四款、一項、一目・予備費は、六十一万八千円を減額し、一項・予備費の補正後の総額を九十六万二千円といたしました。

以上、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第四号）にかかる概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。しばらく休憩します。

—	休憩	午後	零時	一分	—
—	再開	午後	一時	三十分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・医業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一六号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第四号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一六号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第四号）は、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程第十二、議案第一七号から日程第十九、議案第二四号までの、平成十九年度小値賀町各会計予算については、予算特別委員会を設置して付託する予定でございますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、日程第十二、議案第一七号から日程第十九、議案第二四号までの、平成十九年度小値賀町各会計予算については一括議題とします。

まず、議案第一七号、平成十九年度小値賀町一般会計予算の提案理由の説明を求めます。 財政課長

財政課長（西村久之） 議案第一七号、平成十九年度小値賀町一般会計予算について説明いたします。

政府は、昨年十二月一日に「平成十九年度予算編成の基本方針」を閣議決定するとともに、十二月十九日に「平成十九年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議了承し、これに基づいて十二月二十四日、平成十九年度予算の概要を閣議決定しました。

平成二十三年度に、国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、簡素で効率的な政府を実現するため、これまでの財政健全化の努力を継続し、歳出改革路線を強化する。このため、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等について、適切に予算に反映させることとしております。

地方財政については、国と地方の信頼関係を維持しつつ、「基本方針二〇〇六」に沿って、人件費・投資的経費・一般行政経費の各分野にわたり地方歳出を抑制する。また、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税・補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行なうなど、一体的な検討を図り、地方公共団体間で財政力に隔たりがある現状を踏まえ、その格差の縮小に取り組みつつ、交付税に依存しない不交付団体の速やかな増加を目指すとしております。

このような状況の中、わが町では、今後五カ年の団塊の世代の退職に伴う人件費の抑制を図るため、職員数の適正な管理を図るとともに、標準財政規模・実質公債費比率・経常収支比率などを念頭に、小値賀町の身の丈にあった財政運営をしていかなければならないと考えております。

平成十九年度は骨格予算であります。地方債の借入れの関係から、当初予算での計上が必要でありますので、関係する事業について計上いたしております。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十六億二千七百万円とするものでございます。

第二条は、第二表「債務負担行為」に示しますとおり、平成十九年度小値賀町肉用牛経営規模拡大事業補助金の期間と限

度額を定めたものでございます。

第三条は、第三表「地方債」に示しますとおり、防災行政無線再編整備事業、塵芥収集車購入事業、二トンダンプ購入事業、漁協経済コンピュータ設置事業補助金、柳漁港地域水産物供給基盤整備事業、新小浜団地公営住宅建設工事、臨時財政対策債、それぞれの限度額・起債の方法・利率・償還の方法を定めたものでございます。

第四条は、一時借入金の借入れの最高額を六億円と定めたものでございます。

第五条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税、一目・個人五千八百八十六万八千円を計上。これは前年度当初予算より一千四百七十八千円、二四・六％の増額。同じく二目・法人四百五十四万一千円を計上。これは前年度当初予算より六十四万円、一・四％の減額で、町民税の総額を六千二百七十九千円としております。同じく二項・固定資産税、一目・固定資産税、六千四百四十五万三千円計上。これは前年度当初予算より百七十四千円、一・六％の減額。同じく二目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金二百十一万六千円を計上し、固定資産税の総額を六千六百五十六万九千円としております。これは前年度当初予算より九十七万三千円、一・四％の減額でございます。同じく三項・軽自動車税、一目・軽自動車税を六百九十九万円計上。同じく四項・町たばこ税、一目・町たばこ税を一千五百三十万五千円計上。同じく五項・特別土地保有税、一目・特別土地保有税は、費目設置でございます。

二款・地方譲与税、二項・自動車重量譲与税、一目・自動車重量譲与税を二千二百万円計上。同じく三項・地方道路譲与税、一目・地方道路譲与税を八百万円計上。同じく四項・航空機燃料譲与税、一目・航空機燃料譲与税は、費目設置でございます。

三款・利子割交付金、一項・利子割交付金、一目・利子割交付金を百五十万円計上。

四款・配当割交付金、一項・配当割交付金、一目・配当割交付金を十六万二千円計上。

五款・株式等譲渡所得割交付金、一項・株式等譲渡所得割交付金、一目・株式等譲渡所得割交付金を三万四千円計上。

六款・地方消費税交付金、一項・地方消費税交付金、一目・地方消費税交付金を二千八百万円計上。

七款・自動車取得税交付金、一項・自動車取得税交付金、一目・自動車取得税交付金を一千万円計上。

八款・地方特例交付金、一項・地方特例交付金、一目・地方特例交付金を四百万円計上しております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税、一目・地方交付税十五億円の計上は、地方債償還の減額によるものとスクールボート等の減額を考慮し、前年度当初予算より八千万円、五・一%の減額でございます。

十款・交通安全対策特別交付金、一項・交通安全対策特別交付金、一目・交通安全対策特別交付金は費目設置でございます。

十一款・分担金及び負担金、一項・分担金、一目・農林水産業費分担金五十万四千円計上。同じく二項・負担金、一目・民生費負担金四十二万円の計上。同じく二目・教育費負担金九万三千円を計上し、負担金の総額を五十一万三千円としております。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・総務使用料百四十一万三千円計上。同じく二目・民生使用料六百三十七万二千円計上。同じく三目・衛生使用料六十六万五千円計上。同じく六目・土木使用料一千三百八万一千円計上。同じく七目・教育使用料を三百六十万三千円計上し、使用料の総額を二千五百三十二万四千円としております。同じく二項・手数料、一目・総務手数料百七十四万円の計上。同じく二目・衛生手数料七百三十万円の計上。同じく三目・農林水産業手数料を百八十二万二千円計上し、手数料の総額を一千八十四万二千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・民生費国庫負担金三千九百五十三万六千円の計上は、一節・社会福祉費負担金の自立支援給付費負担金三千二百三十二万三千円が主なものでございます。同じく二目・衛生費国庫負担金を百三十七万四千円計上し、国庫負担金の総額を四千九十一万円でしております。同じく二項・国庫補助金、一目・民生費国庫補助金二百四十六万六千円計上。同じく四目・土木費国庫補助金九千四百九十八万八千円計上は、二節・住宅費補助金の地域住宅交付金八千三百七十万円が主なものでございます。同じく六目・教育費国庫補助金を二百九十九万一千円計上し、国庫補助金の総額を一億十二万五千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金百六十五万六千円計上。同じく二目・民生費委託金を百二十八万六千円計上し、委託金の総額を二百九十四万二千円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金、一目・総務費県負担金五百三十一万三千円計上。同じく二目・民生費県負担金三千六百十六万円の計上は、一節・社会福祉費負担金の保険基盤安定負担金一千六百万円、自立支援給付費負担金一千六百十六万一千円が主なものでございます。同じく三目・衛生費県負担金を百三十七万四千円計上し、県負担金の総額を四千二百八

十四万七千円としております。同じく二項・県補助金、一目・総務費県補助金一千二百五十八万五千円計上。同じく二目・民生費県補助金五百八十九万九千円計上。同じく三目・衛生費県補助金百九十万円計上。同じく四目・農林水産業費県補助金八千五百二十一万五千円の計上は、三節・水産業費補助金の離島漁業再生支援交付金二千四百七十四千円、柳漁港地域水産物供給基盤整備事業補助金三千二百七十万円が主なものでございます。同じく五目・商工費県補助金六万六千円計上。同じく八目・教育費県補助金を二百四十万円計上し、県補助金の総額を一億七百九十六万九千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金一千七百八十九万九千円の計上は、長崎県議会議員選挙及び参議院議員通常選挙に係る経費七百八万三千円が主なものでございます。同じく三目・衛生費委託金三万八千円計上。同じく四目・農林水産業費委託金百二十五万一千円計上。同じく六目・土木費委託金を三百十八万八千円計上し、委託金の総額を二千二百三十七万六千円としております。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・財産貸付収入五百八十五万五千円計上。同じく二目・利子及び配当金を百五万五千円計上し、財産運用収入の総額を六百九十万円としております。同じく二項・財産売却収入、一目・不動産売却収入、二目・物品売却収入、三目・有価証券売却収入は、いずれも費目設置でございす。

十六款・寄附金、一項・寄附金、一目・一般寄附金、二目・総務費寄附金、三目・民生費寄附金、四目・衛生費寄附金、七目・教育費寄附金は、いずれも費目設置でございす。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、二目・振興基金繰入金七千八百七十一万一千円計上。同じく三目・まちづくり担い手育成基金繰入金一千百七十四万五千円計上。同じく六目・地域福祉振興基金繰入金一千百万円計上。同じく七目・社会体育施設整備基金繰入金七百万七千円計上。同じく八目・減債基金繰入金一億五千万円計上。同じく九目・中山間ふるさと活性化基金繰入金三万一千円計上。同じく十四目・役場庁舎整備基金繰入金を五十万五千円計上し、基金繰入金の総額を二億五千八百九十七万九千円としております。これは前年度当初予算より四千九百九十三万五千円、一六・二％の減額でございす。同じく二項・特別会計繰入金、一目・老人保健事業特別会計繰入金、三目・介護保険事業特別会計繰入金は、いずれも費目設置でございす。

十八款・繰越金、一項・繰越金、一目・繰越金を二千万円計上してしております。

十九款・諸収入、二項・町預金利子、一目・町預金利子は、費目設置でございす。同じく四項・雑入、五目・雑入五千

四百七万三千円の計上は、漁村再生交付金事業促進交付金八百万円・県営漁港施設使用料八百十九万六千円・あわび館販売収入六百三十万円・ひとと木ふれあい推進事業補助一千万円が主なものでございます。

二十款・町債、一項・町債、一目・総務債八千七百五十万円計上。同じく三目・衛生債八百六十万円計上。同じく四目・農林水産業債九百五十万円計上。同じく六目・土木債を一億二百万円計上し、町債の総額を二億七百六十万円としております。これは前年度当初予算より二千百三十万円、九・三%の減額でございます。

歳出では、一款・議会費、一項・議会費、一目・議会費を五千五百二十四万一千円計上しております。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費二億四千七百五十八万八千円の計上は、地区会長報酬九百九十一万円、三役及び職員十一名分の給与五千五百八十八万八千円、同じく職員手当等五千二百九十三万三千円、同じく共済費三千百九十三万円、各種事務機器リース料一千九百二十六万円、長崎県防災行政無線再編整備事業に対する整備負担金一千三百八十八万八千円が主なものでございます。同じく二目・文書広報費六百四十三万八千円の計上。同じく三目・財政管理費一千百九十八万七千円計上。同じく四目・会計管理費二十万四千円計上。同じく五目・財産管理費九百九十五万一千円計上。同じく六目・企画費三百六十四万七千円計上。同じく七目・交通安全対策費百五十四万六千円計上。同じく八目・空港費一千九百二十七万二千円計上。同じく十一目・ふるさと創生事業費を百五十二万円計上し、総務管理費の総額を三億百七十二万三千円としております。同じく二項・徴税費、一目・税務総務費二千九百八万六千円計上。同じく二目・賦課徴収費を百三十六万七千円計上し、徴税費の総額を三千四十五万三千円としております。同じく三項・戸籍住民基本台帳費、一目・戸籍住民基本台帳費六百三十三万七千円計上。同じく二目・住民基本台帳ネットワーク費を百七十三万円計上し、戸籍住民基本台帳費の総額を八百六万七千円としております。同じく四項・選挙費、一目・選挙管理委員会費二十五万五千円計上。同じく二目・選挙啓発費二十二万八千円計上。同じく四目・参議院議員選挙費五百二十万七千円計上。同じく六目・県議会議員選挙費三百五十六万一千円計上。同じく八目・町長町議会議員選挙費を五百二十七万九千円計上し、選挙費の総額を一千四百五十三万円としております。同じく五項・統計調査費、一目・統計調査総務費二十四万円計上。同じく二目・国土調査費を三千四百六十四万五千円計上し、統計調査費の総額を三千四百八十八万五千円としております。同じく六項・監査委員費、一目・監査委員費を百二十二万九千円計上しております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費一億六千六百十万六千円の計上は、福祉医療費六百九万六千円、

国保特別会計繰出金三千三百八十六万一千円、老人保健特別会計繰出金三千八百四十四万一千円、介護保険特別会計繰出金四千五百八十二万九千円が主なものでございまして、前年度当初予算より七百六十三万一千円、四・四%の減額でございす。同じく二目・国民年金事務費十四万八千円計上。同じく三目・老人福祉費三千百六十六万五千円の計上は、生きがい活動支援サービス事業委託金七百六十二万八千円、高齢者生活福祉センター運営事業委託金九百二十万六千円が主なものでございまして、前年度当初予算より六百六十七万三千円、一七・四%減額でございす。同じく四目・身体障害者福祉費七千二十一万一千円の計上は、身体障害者施設支援費一千五百四十四万八千円、療養介護事業九百十万七千円、知的障害者施設支援費二千九百三十万五千円、知的障害者地域生活援助事業八百二十六万七千円が主なものでございまして、前年度当初予算より一千二百八十二万一千円、一五・四%の減額で、社会福祉費の総額を二億六千八百十三万円としております。同じく二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費一千百五十六万一千円計上。同じく二目・母子福祉費十三万円計上。同じく三目・児童福祉施設費を五千三百九十九千円計上し、児童福祉費の総額を六千四百八十万円としております。これは、前年度当初予算より一千万八千円、一三・四%の減額でございす。同じく三項・災害救助費、一目・災害救助費は、費目設置でございす。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費九千三百二十四万七千円の計上は、地域活動支援センター運営委託料四百五十万円、国保診療所特別会計繰出金一千三百万円、簡易水道特別会計繰出金四千六百万円が主なものでございまして、前年度当初予算より六百八十八万七千円、六・九%の減額でございす。同じく二目・予防費二百七十一万四千円計上、同じく三目・環境衛生費五百三十五万七千円計上、同じく四目・健康増進費を一千十四万円計上し、保健衛生費の総額を一億一千四百五十八万八千円としております。これは、前年度当初予算より六百四十四万一千円、五・五%の減額でございす。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費五千二百八十九万六千円の計上は、ごみ収集委託料一千二百万円、二トンダンプ購入費四百三十七万一千円、塵芥収集車購入費七百三十万円が主なものでございす。同じく二目・し尿処理費を三千六百八十八万四千円計上し、清掃費の総額を八千九百七十八万円としております。これは、前年度当初予算より一千七十八万八千円、一三・七%の増額でございす。

五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業委員会費三百二十万七千円計上。同じく二目・農業総務費六千六百四十八万二千円計上、同じく三目・農業振興費二千二百二十四万二千円計上。同じく四目・畜産業費七百二十六万四千円計上。

同じく五目・農地費八千三百十五万四千円の計上は、土地改良施設維持管理委託事業九百六十万円、農道及び県営畑総事業に係る借入金元利償還金補助六千百十一万五千円が主なものでございまして、農業費の総額を一億八千二百四十四万八千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費二千四十五万九千円の計上は、松くい虫防除関係の経費が主なものでございます。同じく三項・水産業費、一目・水産業総務費一千百九十四万円の計上。同じく二目・水産業振興費四千八百十九万六千円の計上は、漁協経済コンピュータ設置事業補助金一千百六十八万七千円、離島漁業再生支援交付金三千二百二十三万二千円が主なものでございます。同じく三目・水産施設費二千五百四十六万六千円の計上。同じく四目・漁港管理費一千五百二十万三千円の計上。同じく五目・漁港建設費を五千九百七十七千円計上し、水産業費の総額を一億五千百万二千円としております。これは、前年度当初予算より五千八百五十四万三千円、二七・九%の減額でございます。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費八百十六万二千円の計上。同じく二目・商工業振興費六百五十八万三千円の計上。同じく三目・観光費一千四百七十九万五千円の計上。同じく四目・じげもん振興費を二百二十二万四千円計上し、商工費の総額を三千百七十六万四千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費一億四千八百四十万五千円の計上は、下水道事業特別会計繰出金一億二千四百九十万円が主なものでございまして、前年度当初予算より三千百九十一万四千円、二七・四%の増額でございます。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費六百八十六万円の計上。同じく三目・道路新設改良費は費目設置でございまして、道路橋梁費の総額を六百八十六万三千円としております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費四十五万三千円計上。同じく二目・住宅建設費を一億八千四百二十四万九千円計上し、住宅費の総額を一億八千四百七十七万二千円としております。これは、前年度当初予算より三千十六万八千円、一四・〇%の減額でございます。

八款・消防費、一項・消防費、一目・非常備消防費六千八百三十一万五千円の計上。同じく二目・消防施設費六百五十九万四千円の計上。同じく三目・災害対策費は費目設置でございまして、消防費の総額を七千四百九十一万一千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、一目・教育委員会費七十九万四千円の計上。同じく二目・事務局費を三千五百五十六万五千円計上し、教育総務費の総額を三千六百三十五万九千円としております。同じく二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費九百九十三万二千円の計上。同じく二目・教育振興費を二百六十五万九千円計上し、小値賀小学校費の総額を一千二百五十九万一千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、一目・学校管理費七百三十七万九千円計上。同じく二目・教

育振興費を八百二十一万四千円計上し、小値賀中学校費の総額を一千五百五十九万三千円としております。同じく六項・幼稚園費、一目・幼稚園費二千四百五十七万二千円を計上しております。同じく七項・社会教育費、一目・社会教育総務費三千七十八万四千円計上。同じく二目・公民館費六百一十一万四千円計上。同じく三目・総合センター費六百六十一万五千円計上。同じく四目・歴史民俗資料館費四百九十五万二千円計上。同じく五目・文化財保護調査費九百一十二万四千円計上。同じく六目・図書館費を五百六十六万五千円計上し、社会教育費の総額を六千三百一十五万四千円としております。同じく八項・保健体育費、一目・保健体育総務費二千二十二万五千円計上。同じく二目・学校給食費を三十万円計上し、保健体育費の総額を二千五十二万五千円としております。

十款・災害復旧費、一項・農林水産施設災害復旧費、一目・農業用施設災害復旧費は、費目設置でございませう。

十一款・公債費、一項・公債費、一目・元金五億五千九百三十四万八千円計上。同じく二目・利子八千三百四十六万七千円を計上し、公債費の総額を六億四千二百八十一万五千円としております。これは、前年度当初予算より九千三百二十二万七千円、一二・七%の減額でございませう。

十二款・諸支出金、二項・特別会計繰出金、一目・渡船事業特別会計繰出金二千五百万円を計上しております。

十三款・予備費、一項・予備費、一目・予備費を五百五十三万二千円計上しております。

以上で、平成十九年度小値賀町一般会計予算の概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） 次に、議案第一八号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算の提案理由の説明を求めませう。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第一八号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、五億三千六百四十三万六千円でございます。前年度当初予算額と比較しますと、一八・一%、八千二百三十四万二千円の増額となっております。その要因は、昨年十月から創設された保険財政共同安定化事業によるものでございませう。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開きください。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税一億三千八百八十万八千円を計上。一節・医療給付費分現年課税分で一億二千九百九十四万円。二節・介護納付金分現年課税分で一千五百七十六万八千円。三節・医療給付費分滞納繰越分で百万円。四節・介護納付金分滞納繰越分で十万円。二目・退職被保険者等国民健康保険税一千九百九十七万六千円を計上。一節・医療給付費分現年課税分で一千三十万四千円。二節・介護納付金分現年課税分で百六十七万円。三節・医療給付費分滞納繰越分で一千円。四節・介護納付金分滞納繰越分で一千円を見込んでおります。

第二款・使用料及び手数料、一項・手数料、一目・督促手数料、一千円の計上は、費目設置でございませう。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金一億二千二十九万二千円計上。一般被保険者に係る保険給付費、老人保健医療費拠出金、介護納付金の、それぞれ約三四%が交付されるものでございませう。二節・過年度分は、費目設置でございませう。三目、一節・高額医療費共同事業負担金三百八十二万九千円は、一件当たり八十万円以上の高額医療費に対して交付されるものでございませう。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金五千三百八十四万七千円を計上。一節・普通調整交付金三千八十四万七千円は、一般被保険者に係る保険給付費、老人保健医療費拠出金、介護納付金の、それぞれ約九%が交付されるものでございませう。二節・特別調整交付金二千三百万円ですが、特別調整交付金の内の五百万円は、へき地診療所運営費分として、診療所特別会計に繰り出すこととなっております。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分として四千六百九十二万二千円。退職被保険者等に係る保険給付費及び老人保健医療費拠出金の相当額から、退職被保険者等分国保税医療給付費分を差し引いた額に対して、交付されるものでございませう。二節・過年度分は、費目設置でございませう。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目、一節・高額医療費共同事業負担金三百八十二万九千円。これも、第三款・国庫支出金と同様に一件当たり八十万円以上の高額医療費に対して交付されるものです。二目、一節・財政調整交付金二千四百七十六万五千円。一般被保険者に係る保険給付費、老人保健医療費拠出金、介護納付金の、それぞれ約七%が交付されるものでございませう。二節・特別調整交付金四百十三万四千円。これは、医療費適正化等のための諸事業に対する交付金でございませう。

第六款、一項、一目、一節・共同事業交付金一千五百三十一万六千円。高額医療費に対するものでございませう。国保連合会より、交付されるものでございませう。二目、一節・保険財政共同安定化事業交付金七千四百三十八万三千円。これが、

昨年十月に創設された制度でございまして、県内の市町国保間の保険料の平準化・財政の安定化を図るため、三十万円を超える医療費について、県単位でまとめて処理しようとするものです。

第七款・財産収入、一項・財産運用収入、一目、一節・利子及び配当金四十六万六千円。財政調整基金の運用利子でございします。

第八款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金三千三百八十六万一千円を計上。一節・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）二千万円。これは、低所得者に対する国保税軽減額を、県と町で補填するもので、国保税軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れるものでございします。二節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）四百万円。これは、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減する制度でございまして、一般会計から国保特別会計に繰り入れるものでございします。四節・出産育児一時金等繰入金九十万円。歳出の第二款・保険給付費、四項・出産育児一時金の三分の二を一般会計から繰り入れるものでございします。五節・財政安定化支援事業繰入金八百九十六万一千円。

これは、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化のための、交付税措置額を一般会計から繰り入れるものでございします。二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金は、費目設置でございします。

第九款、一項・繰越金 一目・一般被保険者繰越金四百万円。二目・退職被保険者等繰越金一千円は、それぞれ前年度からの繰り越しを見込んでおります。

第十款・諸収入、二項・雑入は費目設置でございします。次に、歳出を申し上げます。

十一頁をお開きください。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費三百四十万四千円は、事務費でございします。二目・連合会負担金二十五万四千円は、国保連合会への負担金でございします。二項・徴税費、一目・賦課徴収費十六万円は、国保税の納付書用紙代・封筒印刷代及び国民健康保険税振込手数料でございします。二目・納税奨励費十八万七千円を計上。これは、納税組合長手当十六万五千円と、納税組合運営補助金二万二千円でございします。三項、一目・運営協議会費八万一千円。国民健康保険運営協議会にかかるものでございします。四項、一目・趣旨普及費十三万五千円。国保事業の趣旨等の広報に係る負担金が必要なものでございします。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費で二億三千四百八十三万一千円、二目・退職被保険者等療養給付費で四千七百六十八万八千円を計上。これは、一般・退職被保険者分のいずれも医療費の現物給付でございまして、平成十八年度の実績見込みを基に推計いたしております。三目・一般被保険者療養費六十三万円。四目・退職被保険者等療養費十万六千円は、いずれもコルセット等の現金給付分及び柔道整復師施術の現物給付分でございまして、平成十八年度の実績見込みを基に見込んでおります。五目・審査支払手数料八十五万七千円。六目・レセプト電算処理システム手数料一万一千円については、いずれも決められた単価に年間見込件数を乗じた額を計上しております。二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費二千六百四十四万七千円。二目・退職被保険者等高額療養費四百五十四万六千円を計上。いずれも平成十八年度の高額療養費実績見込額を基に推計いたしております。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費三十五万円。二目・退職被保険者等移送費七万円を計上。いずれも急患等のため、島外の医療機関に瀬渡船等で移送する際の現金給付分でございまして、佐世保までを一般分五件、退職分一件見込んでおります。四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金百四十万円は、三十五万円の四件を見込んで計上しております。五項・葬祭諸費、一目・葬祭費八十万円は、二万円の四十件を見込んでおります。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金で七千三百五十万円。二目・老人保健事務費拠出金で百四十五万七千円を計上。これらにつきましては、国から算定係数が示されておりますので、それを基に見込んでおります。

第四款、一項、一目・介護納付金三千四百八十八万円は、社会保険診療報酬支払基金から納付金額が記されておりますので、その額を計上いたしております。

第五款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金一千五百三十一万七千円は、国保連合会が算出した高額医療共同事業交付金に対する拠出金でございまして、二目・保険財政共同安定化事業拠出金七千四百三十八万四千円は、歳入でも説明いたしました。県内の市町国保間の保険料の平準化・財政の安定化を図るために、昨年十月に創設された拠出金であります。

第六款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費二十五万九千円の計上。二項・健康管理センター事業費、一目・施設管理費百九万八千円の計上は、健康管理センターの維持管理費でございまして、二目・保健指導事業費四百八十八万四千円は、住民の保健指導にかかる費用でございまして、

第七款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金四十六万六千円を計上。これは、歳入・第七款の財政調整基金の運用利子を積み立てるものでもあります。

第九款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金は、いずれも費目設置でございませぬ。三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰入金で五百万円の計上。これは、歳入の第三款・国庫支出金、財政調整交付金の特別調整交付金のうち、へき地診療所運営費分を診療所特別会計に繰り出すものでもあります。

第十款・予備費としまして三百九十八万円を計上いたしております。

以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） 次に、議案第一九号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第一九号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ四億八千九百七十六万七千円を計上。前年度当初予算と比較しまして七百二十七万九千円、一・五%の減額となっております。これは、平成十八年度の医療費実績見込みを基に算出計上いたしております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開きください。

第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金、一節・現年度分二億四千三百五十三万二千元は、歳出・第二款の医療費総額の五〇%が交付されるものでもあります。二節・過年度分は、費目設置でございませぬ。二目・審査支払手数料交付金、一節・現年度分百八十四万六千円は、歳出・第二款の審査支払手数料のうち、施術にかかる分を除く手数料が全額交付されるものでもあります。二節・過年度分は、費目設置でございませぬ。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金、一節・現年度分一億六千二百三十五万五千元、第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金、一節・現年度分四千五十八万八千元。これは、いずれも第一款と同様、歳出・第二款の医療費総額に対して交付されるもので、第二款・国庫支出金は、医療費総額の三分の一、第三款・県支出金は、医療費総額の十二分の一がそれぞれ交付されるものでもあります。過年度分は、いずれも費目設置でございませぬ。

第四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金三千八百四十四万一千円は、県支出金と同様に、歳出・第二款の医療費総

額の、十二分の一の町負担分が主なものでございます。

第五款、一項、一目・繰越金三百万円は、前年度からの繰り越しを見込んでおります。

第六款・諸収入、一項・雑入、一目・第三者納付金は、費目設置でございます。

次に、歳出について申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費八十三万九千円を計上。老人保健事業にかかる事務費でございます。主に国保連合会、社保支払基金へのレセプト点検の委託料でございます。

第二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費四億八千四百万円。これは、医療費の現物給付分でございます。平成十八年度の実績見込みを基に推計いたしております。二目・医療費支給費五百六十六万五千円は、高額医療費・補装具・移送費・施術等の現金給付分でございます。平成十八年度の実績見込みを基に推計いたしております。三目・審査支払手数料百八十六万一千円は、レセプトの審査手数料でございます。決められた単価に年間見込件数を乗じた額を計上いたしております。

第三款・諸支出金、一項、一目・償還金及び二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、いずれも費目設置でございます。以上予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	十五分	—
—	再開	午後	二時	二十三分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

議長（近藤一輝） 次に、議案第二〇号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第二〇号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ三億二千十五万一千円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、約三・七％（一千百五十四万一千円）の増額となっております。これは、十九年度中に認知症高齢者グループホームのサービスが開始されることに伴う介護給付費の伸びと、地域支援事業を実施するための地域包括支援センターの設置に伴う経費が主な要因

であります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。六頁をお開きください。

第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料四千六百四十五万四千円を計上。算出基礎としましては、保険料算出基準所得段階における段階別の最新の被保険者数を、平成十八年の所得状況で推計し、算出しております。

第三款・使用料及び手数料、一項・手数料は、保険料納付証明手数料、保険料督促手数料で、いずれも一千円を見込んでおります。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金五千三百四十七万二千元。これは、歳出の第二款で計上しております保険給付費の見込額三億三百八十三万八千円に對しまして、国庫負担率を施設サービス給付費分について一五%、その他分について二〇%で計上いたしております。二項・国庫補助金、一目・調整交付金二千七百八十万一千円は、同じく保険給付費見込額に、調整交付金見込率で計上しております。二目・地域支援事業交付金（介護予防事業）六十万七千円を計上。これは、地域支援事業の介護予防事業分の補助金であり、補助対象額に對し、国の負担率二五%で算出した額であります。三目・地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）百八十四万五千円は、同じく地域支援事業の包括的支援事業、任意事業分の補助金であり、補助対象額に對し、国の負担率四〇・五%で算出した額であります。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金四千五百二十七万三千元は、国庫負担金と同様に歳出の第二款の保険給付費見込額三億三百八十三万八千円に對し、施設サービス給付費分一七・五%、その他分一二・五%の県負担率で計上いたしております。三項・県補助金、一目・地域支援事業交付金（介護予防事業）三十万三千元は、補助対象額に對し、国の半分の負担率一二・五%で計上いたしております。二目・地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）九十二万二千元は、補助対象額に對し、同じく国の半分の負担率二〇・二五%で計上いたしております。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金九千四百八十八万九千元は、第二号被保険者の負担金分で、保険給付費見込額に對し、交付率三一分を計上いたしております。二目・地域支援事業交付金七十五万三千元は、介護予防事業の補助対象額に對し、交付率三一分を計上いたしております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金三千七百九十七万九千元は、歳出・第二款の保険給付

費総額三億三百八十三万八千円に対しての町負担金分で一・二・五％分を計上しております。二目・地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、県費と同額の三十万三千円で、補助対象額の一・二・五％を計上しております。三目・地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）も、県費と同額で補助対象額の二〇・二五％、九十二万二千円を計上しております。四目・その他一般会計繰入金六百六十二万五千円は、一般事務及び地域支援事業事務費等の経費分を計上しております。二項・基金繰入金、二目・介護保険給付費準備基金は、費目設置でございす。

第九款・諸収入、二項、一目・預金利子一千円は、基金の預金利子分を計上しております。四項・雑入、それぞれ一千円はいずれも費目設置でございす。五項・サービス収入、一目・予防給付費収入百二十万円は、要支援者に対する介護予防ケアプラン作成に伴い、地域包括支援センターへ給付されるものであり、介護予防給付対象者六十名に対する介護報酬であります。

第十一款、一項、一目・寄附金一千円の計上は、費目設置でございす。

第十二款、一項・繰越金、一目・前年度繰越金百四十九万四千円の計上は、前年度からの繰越金を見込み計上しております。

次に、歳出を申し上げます。

九頁をお開きください。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費六十九万三千円は事務費でありまして、十九節の社会福祉法人等による生計困窮者五名に対する補助金四十二万円が主なものでございす。二項、一目・賦課徴収費二万三千円は、保険料徴収事務に係る経費を計上いたしております。三項、一目・介護認定審査会費百九十万二千円は、介護認定審査会に係る事務費でありまして、佐世保市・小値賀町が介護認定審査会を共同で設置しており、その共同経費分に対しての当町負担分百八十五万一千円を十九節に計上しております。二目・認定調査等費百五十六万七千円。これは、要介護認定の審査に係る事務費であり、十二節・役務費の主治医意見書作成手数料九十九万八千円と、十三節・委託料の訪問調査委託料四十四万二千円が主なものでございす。

第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費二億五千八百二十六万二千円は、要介護認定により、要介護一以上の被保険者に対し行う保険給付費でございす。その内容としましては、居宅介護サービス給付費で、八千百七万二千円。

これは、訪問介護、通所介護、短期入所に係る給付が主なものです。施設介護サービス給付費で、一億四千五百八十八万四千円。これは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している人に係る給付です。居宅介護福祉用具購入費で、二十七万円。入浴補助用具、ポータブルトイレ等が主なものです。居宅介護住宅改修費で、九十万円。段差解消、和式から洋式トイレへの変更、手すり取り付け等があります。居宅介護サービス計画給付費で、九百九十七万六千円。これは、ケアマネージャーがサービス受給者に対し、サービスの計画を立てるときに給付されるものです。地域密着型サービス給付費で、二千六十万円。これは、本年度中に新たに開設される認知症高齢者グループホームの入居者に対し給付されるものです。二項、一目・介護予防サービス等諸費二千一万三千円は、要介護認定で要支援一及び二と認定された被保険者への保険給付費であります。内容といたしましては、居宅支援サービス給付費で、一千六百九十九万三千円。居宅支援福祉用具購入費で、二十万円。居宅支援住宅改修費で、七十二万円。居宅支援サービス計画給付費で、二百二十万円を見込み予算計上いたしております。三項・その他諸費、一目・審査支払手数料四十九万一千円は、介護保険給付費の支払いに係る審査支払処理手数料分を計上しております。四項・高額介護サービス等費、一目・高額介護サービス費五百四十七万二千円は、介護サービスを利用した被保険者の自己負担金（一割分）が著しく高額になった場合に、一定額を超えた分を高額介護サービス費として支給することになっており、その費用分を見込計上しております。二目・高額介護予防サービス費六万円は、同じく要支援者の分を見込計上しております。五項・特定入所者介護サービス等費、一目・特定入所者介護サービス費一千九百三十二万円は、施設入所者のうち低所得者について、所得に応じた負担限度額と基準費用額との差額分を補足給付するものです。三目・特定入所者介護予防サービス費十二万円は、同じく要支援者の分を見込計上しております。

第三款、一項、一目・財政安定化基金拠出金三十四万四千円は、県が設置しております、財政安定化基金への町の拠出分で、平成十八年度から二十年度までの、三カ年分の介護給付費見込額の合計に、拠出率〇・一%を乗じて算出し、そのうち、町拠出分の三分の一を予算計上いたしております。

第五款、一項、一目・介護予防事業費二百四十三万七千円の計上。七節・賃金二十万円は、運動機能訓練等における介助補助員の賃金。八節・報償費十二万円は、高齢者食生活改善事業六回分の謝礼。十一節・需用費二十二万七千円は、その材料代、燃料代等及び介護予防普及啓発に係る印刷製本費でございます。十二節・役員費六万三千円は、特定高齢者を判定する時の総合判定報告書作成手数料を、十三節・委託料百六十九万九千円は、特定高齢者に対する配食サービス分と、運動機

能訓練における増田整形外科からのPT派遣委託料等を、十四節・使用料及び賃借料二万円は、高齢者食生活改善教室の会場借上料を、十九節・負担金、補助及び交付金十萬八千円は、PT派遣の旅費補助分をそれぞれ見込計上しております。二項・包括的支援事業・任意事業費、一目・包括的支援事業七百六十二万円を計上。八節・報償費三万円は、地域包括支援センター運営協議会六回分の委員報酬、九節・旅費六万二千元、十一節・需用費十九万八千元、十二節・役員費四万六千元は、地域包括支援センター運営事業に係るものであります。十三節、介護予防サービス計画作成委託料分百八万円は、要支援者のサービス計画作成を社協に委託するものでございます。また、地域包括支援センター職員派遣委託料五百五十万円は、在宅介護支援センターが地域包括支援センターに切り替わるもので、今年度、一般会計から特別会計への組み替えとなっております。十四節・使用料及び賃借料二十一万六千元は、総合管理システムリース料、十八節・備品購入費はパソコン二台と伝送ソフト購入費です。五目・任意事業費百七十六万四千元。十三節・委託料七十五万六千元は、一般高齢者の配食サービス分、二十節・扶助費百八千円は、紙オムツ等の介護用品支給事業費と、自宅で重度の要介護者を介護している家族に対する介護手当支給費を見込計上しております。

第六款・基金積立金、一項、一目・基金積立金、二十五節・積立金二千元は、介護保険給付費準備基金の利子分を積み立てるものでございます。

第七款・諸支出金、一項、一目・償還金、二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、いずれも費目設置でございませう。以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） 次に、**議案第二二号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。**

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第二二号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

第一条は、「第一表歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は、三億三百七十七万円でございます。前年度当初予算額と比較しますと、一億九千三百二十七万円の増額としております。これは、小値賀地区簡易水道事業において、新たな水源の確保により、脱塩装置に頼らない浄水により造水コストの縮減を図るものでございまして、新たに浄水池を築造する予定でございます。

二条は起債の規定でございます。第二表地方債に示しますとおり、限度額を一億円としております。

第三条は、流用に関する規定でございます。

それでは、予算説明書の歳入歳出事項別明細書七頁、歳入よりご説明いたします。

歳入では、第一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料は前年度と比較しますと、四百万円減額の、五千六百万円を計上。二目・手数料を七百万円見込計上。二項・工事収入を七百万円見込計上。

二款、一項・国庫補助金一億円の計上は、小値賀地区簡易水道施設整備事業に係る経費二億円に対しての補助金でございます。老朽化した淡水化装置の撤去と浄水池の築造を予定しております。この事業により、安全で安定した水道水の供給と造水コストの縮減が図られるものと思っております。

四款・繰入金、一項、一般会計繰入金は、四千六百万円の繰入計上でございますが、起債の償還元利へ交付税算入分二千三十三万円が一般会計に受け入れられる予定でありますので、簡易水道特別会計に繰り戻してもらおうことにしております。

五款、一項・繰越金は、前年度繰越見込額百万円の計上でございます。

六款、一項・町債一億円の計上は、小値賀地区簡易水道施設整備に係るものでございまして、過疎債、簡水債をそれぞれ五千万円を予定しております。

歳出では、第一款・総務費、第一項・総務管理費、一目・一般管理費は、三名分の人件費と、各施設の管理費の計上でございますが、七節・賃金は、メーター検針補助員及び各地区の浄水場、配水池の草刈人夫賃でございます。八節・報償費は、六島・大島等の浄水場維持管理の補助員を各地区の方に依頼しておりますので、その謝礼と水道使用料の納付組合に対する謝礼を百六万一千円計上しております。十一節・需用費九百九十六万三千円の計上は、施設の電気料・薬品代・修繕料等でございます。前年度と比較して七百三十五万三千円の減額となっておりますが、脱塩装置の稼働圧縮による電気料金の縮減、浄水場等の修繕料の減額が主なものとなっております。十二節・役員費四百二十九万四千円の計上は、水質検査手数料等でございます。十三節・委託料で、配水管漏水修理業務の委託料二百四十五万八千円、水道施設維持管理委託料二百萬三千円、電気工作物保安業務委託料三十二万八千円、六島の海水淡水化装置メンテ委託料で八十四万円等、合わせて五百七十五万五千円を計上、十四節・使用料及び賃借料は、離島の施設管理に利用する船舶の借上料及び重機の借上料四十一万四千円を計上、十五節・工事請負費は配水管移設工事費の計上でございます。十六節・原材料費は、漏水管及びメーター器の取り替え等の水道資材二百八十二万八千円を計上しております。十八節の備品購入費は、浄水場、配水池等の管理用として、仮払機

一台の購入費を計上しております。十九節は説明欄のとおり、水道協会及び会議負担金等、五万五千円の計上でございます。二十二節では例年どおり、城の越開田組合十七名分の補償費四万円の計上で、三目、二十七節・公課費八十万円は、消費税の計上でございます。一款、一項・総務管理費総額を四千五百三十二万七千円としております。

二款、一項・施設整備費、三目・小値賀地区施設整備費は、浄水池の建設に必要な事務費、工事費等を各節計上しております。九節・旅費を八万一千円計上。十一節・需用費は、消耗品費、燃料費など百五十九万七千円計上。十二節・役務費を四十八万円計上。十三節・委託料は、施設整備に係る測量設計委託料を四百九十四万円計上。十四節・使用料及び賃借料として、車のリース料三十万二千円計上。十五節・工事請負費は、補助事業、単独事業合わせて一億九千三百六十万円計上し、二款、一項、三目・小値賀地区施設整備費を二億百万円としております。

三款、一項・公債費では、昭和五十三年度から借り入れております長期償還金の元金四千二百五十九万八千円、利子一千四百四十八万八千円の計上で、一項・公債費の総額五千七百万六千円を計上。

四款・予備費に四十三万七千円を計上し、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を、三億三百七十七万円といたしました。

以上、提案理由のご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） 次に、**議案第二二号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。**
建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第二二号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計予算の提案理由及びその概要をご説明いたします。

平成十二年度に採択を受けた、笛吹地区の特定環境保全公共下水道事業は、平成十八年度で面整備は全て完了し、全域での供用が可能となっております。環境保全のためにも、接続率の向上を推進していきたいと思っております。

それでは、予算の内容についてご説明いたします。

第一条は、「第一表歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は二億七千八百万円でございますが、前年度当初予算と比較しますと、一億六百万円の増額計上でございますが、本年度から斑地区下水道管渠工事の着手による増額で

でございます。

第二条は、起債の規定でございまして、「第二表地方債」に示しますとおり、各事業の限度額を合わせて五千八百二十万円としております。

第三条は、予算の流用に関する規定でございまして。

それでは、予算説明書の事項別明細書七頁、歳入よりご説明いたします。

第一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料では、本年度から供用開始になります新規分の下水道使用料を見込計上しており、前年度予算額と比較して五百四十万円増の、二千四十万円を計上しております。

二款・国庫支出金、一項・国庫補助金は、特定環境保全公共下水道事業に係る補助対象事業費二千四百万円の、五〇%相当額一千二百万円の計上でございます。

三款・県支出金、一項・県補助金は、斑地区下水道事業に係る漁村再生交付金でございまして、事業費の六〇%相当額六千万円計上しております。

三款、一項、四目・浄化槽市町村整備推進事業交付金七十二万五千円の計上は、前年度実施した浄化槽整備事業債に係る交付金でございます。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金一億二千四百九十万円の計上でございますが、県の促進交付金として特定環境保全公共下水道事業で二百四十万円、漁業集落排水事業で八百万円、起債の償還元利への交付税算入分八千三百五十万円、合計で九千三百九十万円が一般会計に受け入れられる予定でありますので、下水道特別会計に繰り戻してもらおうことにしております。

五款、一項・繰越金では、前年度からの繰越見込額百六万五千円の計上でございます。

六款・諸収入、一項・雑入七十一万円の計上は、十八年度事業に係る消費税還付金を見込計上しております。

七款、一項・町債、一目・下水道事業債は、説明欄記載のとおり、漁港漁村総合整備債四千五百五十万円、公共下水道事業債一千二百七十万円の、合計五千八百二十万円の計上でございます。

九頁、歳出についてご説明いたします。

一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、職員一名分の人件費等を各節のとおり計上しております。十九

節では、会議等負担金及び各地区の水洗便所改造資金の借入利子を補給する補助金として、既存分五十八件と新規分二十件を見込計上しております。三目・漁業集落排水管理費、八節・報償費は、処理場日常管理の謝礼として前年並みの三十六万円を計上。十一節以降は処理場の管理費を計上。三目・漁業集落排水管理費として、百六十六万七千円計上。四目・農業集落排水管理費は、前方・柳・浜津地区の農業集落排水管理費でございます。前年度当初予算と比較しますと、三十九万二千円の増額計上でございますが、主なものは前方地区の中継ポンプ修繕料の計上と、柳地区の汚泥引抜き手数料でございます。四目・農業集落排水管理費として、四百六十四万二千円を計上しております。五目・公共下水道管理費は、笛吹地区の管理費で、主なものは電気料と電気工作物の点検委託料でございます。五目・公共下水道管理費として、四百四十七万円を計上しております。七目は前年度までに設置しております、合併浄化槽管理費を各節記載のとおり、管理委託料等百二十四万二千円を計上して、一款、一項・総務管理費の総額を一千七百八十九万一千円としております。

二款、一項・施設整備費、一目・漁村再生整備費は、斑地区に係る下水道施設整備費でございますが、前年度実施しました調査測量等により、本年度から管渠工事に着手いたします。事業実施に係る経費を各節に計上しております。九節・旅費を九万円計上、十一節・需用費を百三十四万一千円計上、十二節・役務費を十二万円計上、十四節・使用料及び賃借料は、パソコンリース料十八万一千円計上、十五節・工事請負費に補助対象工事及び単独工事計二キロメートルの、管渠工事に係る工事費一億四百六十万円計上しております。二款、一項・施設整備費、三目・公共下水道事業費は、笛吹地区の下水道事業費でございますが、九節・旅費以下、需用費、役務費、事務機器のリース料等、関係事務費を各節のとおり計上、十五節・工事請負費は補助単独合わせて二千四百八十二万九千円を計上し、三目・公共下水道事業費として二千六百五十万円を計上しております。

三款、一項・公債費で、一目・元金九千八百五十二万六千円の計上は、起債元金償還分の計上で、二目・利子二千八百三十万二千円の計上は、七年度以降の長期借入金、辺地債、下水道債、一般公共債に係る利子の計上でございます。一項・公債費の総額を、一億二千六百八十二万八千円としております。

四款・予備費に四十四万九千円を計上し、平成十九年度の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を、二億七千八百万円といたしております。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） 次に、議案第二三号、平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） 議案第二三号、平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

近年、国は離島航路補助金制度の適用事業所に各種の経営改善を厳しく指導してきております。これを受けて、昨年、当町でも運賃の改定及び『さいかい』の便減便等の措置を講じてきておりますが、利用者の減少等により運営がなお厳しい状況にあります。また、今年度は、納島航路の児童・生徒利用がなくなる予定のためにスクールボート委託料が見込めませんので、営業収入が大幅な減少となる状況でございます。

一方、経費面では、昨年度からの懸案事項でありました「第三はまゆう」の冷暖房の補修が国の承認がありましたので、実施を計画しており、また、燃油等の高騰等、昨年度に増して経費の増大が予想されます。これらの諸事情を勘案の上、更に尚一層の経費削減に努めながら、本年度の事業運営を行う予定にいたしております。

それでは、内容の説明を行います。

第一条は、歳入歳出予算の総額の定めでございまして、六千五百六十万円（前年度当初予算比較三百万円、四・八%の増）といたしております。

第二条は、歳出予算の流用に関する規定でございまして、

次に、説明書事項別明細書の七頁から予算の概要について説明いたします。

歳入では、一款・渡船事業収入、一項・はまゆう営業収入、一目・旅客運賃収入を三百九十七万円、二目・荷物運賃収入を六十九万三千元、三目・郵便物航送収入を二百四十四万円、四目・雑入を百六十七万一千円計上で、一項・はまゆう営業収入の総額を八百四十七万四千元といたしました。二項・さいかい営業収入、一目・旅客運賃収入八十一万七千元、二目・荷物運賃収入二十五万三千元、三目・郵便物航送収入四十八万六千元で、二項・さいかい営業収入の総額を百五十五万六千元といたしました。なお、前年度まで四目・雑入で計上しておりましたスクールボート運航業務委託料につきましては、中学生以下の生徒・児童がいなくなる見込みですので、廃目としております。

二款・国庫支出金、一項・国庫補助金、一目・渡船事業費国庫補助金で、一千八百七十七万七千元計上。

三款・県支出金、一項・県補助金、一目・渡船事業費県補助金で一千九十万円計上。これらにつきましては、過去の欠損額に対する補助率を勘案の上、積算を行っております。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金で二千五百万円計上。これは、先のスクールボート委託料の減少の補填等として前年度に四百万円増額いたしております。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越見込額八十九万三千円を計上いたしております。

歳出では、一款・渡船事業費、一項・渡船管理費、一目・渡船総務費一千九十八万八千円につきましては、職員二名分人件費一千五百二十五万五千円の計上が主なものでございます。二目・はまゆう運航費二千六百七十六万九千円の計上は、船員二名分の人件費一千四百九十八万八千円と、臨時船員の賃金、福利厚生費で百八十四万四千円、十一節・需用費九百八十八万三千円は、燃料費六百七十五万五千円、修繕費二百八十万円が主なもので、これは燃料費の高騰、空調機の修理を加味してあります。その他につきましては、昨年同様でございます。三目・さいかい運航費一千八百五十三万円の計上は、船員二名分の人件費一千五百二十九万四千円と、臨時船員の賃金、福利厚生費で百八十二万六千円、十一節・需用費九十三万四千円は、燃料費五十六万二千円、修繕費十五万円が主なものでございます。その他につきましては、昨年同様でございます。これらにより、一項・渡船管理費の総額を五千七百二十八万七千円といたしております。二項・営業費、一目・郵便物取扱費百八万円の内容といたしましては、大島・納島・六島地区の郵便集配の委託料でございます。二款、一項・公債費では、一目・元金六百五万一千円、二目・利子七十二万九千円の計上で、二款・公債費を六百七十八万円といたしました。

三款、一項・予備費に三十五万三千円を計上いたしました。これは、各種の軽微な予算増額変更に対応する主旨のものであります。

以上、平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計歳入歳出予算に係る概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） 次に、議案第二四号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（升水裕司）

議案第二四号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由を説明いた

します。

昨年四月に、国は、医療費の抑制を図るため改革大綱を示し、将来的に大幅な医療費の縮減を念頭に診療報酬の改定を行い、診療報酬を全体で過去最大の三・一六%引き下げを行いました。また、将来的にも、医療システムの改革や、健診及び保健指導を強化し、医療費の抑制を図る方向のようです。前年度のこういった診療報酬改定による影響と患者数の減少による診療報酬の減収を考慮し、医療体制の充実と医療諸経費の縮減等の対応を図りながら、本年度の事業運営を行う計画にいたしております。

第一条は、歳入歳出予算の総額の定めでございまして、四億一千八百六十万円（前年度当初予算比八百六十万円、二・〇%の減）といたしております。

第二条は、歳出予算の流用に関する規定でございまして。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、予算の概要について説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入で五千三百七十四万円（前年度比〇・七%減）を計上いたしております。前年度の実績とこれまでの動向を勘案し、予算化しております。

内訳といたしましては、一目・国民健康保険診療報酬収入を四百万円、二目・社会保険診療報酬収入を七十二万円、三目・老人保健診療報酬収入を三千八百四十万円、四目・一部負担金を五百一十万円、五目・その他診療報酬収入を百二十万円、六目・標準負担額収入、これは入院に係る食事費分でございますが、四百四十一万円を計上いたしました。二項・外来収入は、三億三千七百四十一万円（前年度比〇・七%減）を計上いたしておりますが、入院同様の分析を行い、内訳といたしまして、一目・国民健康保険診療報酬収入七千八百万円、二目・社会保険診療報酬収入二千三百四十万円、三目・老人保健診療報酬収入一億六千八百万円、四目・一部負担金四千八百一十万円、五目・その他診療報酬収入二千万円で、五目の内訳といたしまして各種健診分四十万円の十二ヶ月分、生活保護費分四十二万円の十二ヶ月分、特老診療分三十一万円の十二ヶ月分及び役場健診、施設健診分等の六百四十四万円の計上でございまして。

二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・施設使用料で、入院患者の寝具代と医師住宅使用料収入として七十二万円計上。二項・手数料、一目・文書料で、介護保険診断書料、各種診断料などを百四十万円計上し、二款・使用料を二百二十二万円といたしております。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金で、へき地直診運営費補助金分を五百万円計上、二目・一般会計繰入金で、離島医師確保補助金一名分百八十万円、辺地債、過疎債及び各種へき地診療所に係る交付税措置分他として、一千二百二十万円を計上し、一項・他会計繰入金を一千八百万円（前年度比五・二%減）といたしております。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越見込額五百万円の計上。

六款・諸収入、一項、一目・預金利子では、一千円の計上。二項、一目・雑入、一節・給食収入で、入院患者の付添者等の給食収入八十五万円、二節・雑入で、保険外の医療材料など自費分として百四十七万九千円を計上し、二項・雑入を二百三十二万九千円にいたしております。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費の主なものといたしまして、一節・報酬で一万四千円計上は、診療所運営協議会委員の報酬二回分でございます。二節から四節までの人件費分は、二名の医師とその他の職員分一億三千百六十九万三千円を計上しております。七節・賃金五百七十六万二千円は、看護師、給食、掃除業務の臨時雇賃金でございます。八節・報償費四百六十八万円は、整形外来、泌尿器外来及び土・日曜当番医の応援に係る医師診療謝礼を計上いたしております。九節・旅費二十一万七千円は、各種協議会、補助金申請ヒヤリング出席のための旅費を計上いたしております。十一節・需用費は、八百五十万円の計上。十二節・役務費で、通信運搬費、各種保険料等二百二十万一千円を計上。十三節・委託料は、施設の管理・保守点検及び各種業務委託料として一千七百八十四万六千円の計上でございまして、補助看護師業務二名が増加しております。十四節・使用料及び賃借料は、各種事務機器のリース料と借上料などの三百三十三万一千円の計上。十九節・負担金、補助及び交付金は、医師会、各種協議会負担金と心臓、肝臓、泌尿器科、整形外科、並びに眼科の専門外来医師招へい負担金、旅費補助といたしまして四百七十三万五千円計上で、一項・総務管理費を一億七千九百四十二万一千円といたしました。二項、一目・研究研修費は、百万四千円の計上で、これらにより一款・総務費は、一億八千四十二万五千円（前年度比〇・〇三%増）となります。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費一千八十万円の内容といたしましては、各種医療機械器具の保守管理料が主なものでございまして、その他として十四節・使用料及び賃借料で、在宅での医療酸素濃縮器賃借料五台分他といたしまして三百九十一万九千円計上。十八節・備品購入費で、医療器具として電動ベット他で百一十八千円計上でございます。二目・医薬品衛生材料費二億八百四十六万七千円は、十一節・需用費で薬品代を一億九千万円、衛生材料費五百八十四万円、

検査用試薬代六百六十六万円、酸素ボンベ代五十万円及び血液代百万円の計二億四百万円を計上。十二節・役務費で、各種送料とホルター心電計の解析及び外注検査料として四百四十六万七千円を計上いたしました。三目・寝具費は四十五万円計上し、一項・医業費を二億二千七十一万七千円といたしました。二項、一目・給食費では、十一節・需用費で、厨房の消耗品費、燃料費、入院患者の給食に係る材料費など四百五十万円を計上し、二款・医業費は、二億二千五百二十一万七千円（前年度比三・九％減）でございます。

三款、一項・公債費では、長期借入償還金の一目・元金一千五十五万七千円、二目・利子八十一万七千円の計上で、一項・公債費を一千百三十七万四千円（前年度比〇・二％増）といたしました。

四款・予備費に百五十八万四千円を計上いたしました。

以上、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出予算に係る概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入りますが、本案については、特別委員会を設置して付託する予定でございますので、質疑に関しましては総括的なことにとどめ置き願いたいと思います。

議案第一七号から議案第二四号までの、平成十九年度小値賀町各会計予算について、全会計にわたり、歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 平成十九年度当初予算は、選挙の年でありまして、骨格予算を編成しているものと思います。

一般会計予算規模は、総額二十六億二千七百万円で、前年度当初予算総額二十八億六千二百万円に比べ、二億三千五百万円減額計上となっております。

一般会計総額二十六億二千七百万円に係る財源を概略分析いたしますと、町税他自主財源二億七千万円、構成比一〇・三％、地方交付税・国県支出金・地方債ほか依存財源二十億九千八百万円、構成比七九・九％、不足財源調達の基金繰入金二億五千九百万円、構成比九・八％。以上のように、自主財源の歳入総額に占める割合、自主財源比率が低く、依存財源比率が非常に高い財政構造となっております。大変、今後の財政運営を私は心配いたします。

歳入、町税は、三位一体の改革で、国税が地方税に税源移譲や、定率減税廃止などで増加する反面、地方譲与税、所得譲与税がゼロになるため、また、景気回復の地方への波及が遅れる中、国の地方財政計画で見込まれているだけの地方税収入の伸びは期待できず、厳しい財政運営が続くものと考えます。

地方交付税は、保留財源があると思われませんが、前年度当初予算計上額十五億八千万円に、八千万円減の、十五億円計上されております。そして不足財源を二億五千八百九十八万一千円基金を繰り入れて調達してありますが、十九年度予算編成後の財政運用基金残高は、財政調整基金五千七百九十九万二千円、減債基金四千八百四十三万五千円、振興基金七千四百一十円、三つ合わせまして一億七千六百五十六万八千円で、年々基金は減少してまいります。

六月には、小値賀町総合計画に基づき、計画策定している平成十九年度振興実施計画事業、並びに政策的経費を肉付けしなければなりません。骨格予算に多額の基金取り崩しは大変憂慮されます。

今後の財政運営の見通し、財政計画についてお伺いをいたします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

議員おっしゃるとおり、平成十九年度は地方統一選挙の年でありまして、骨格予算を組んでおりますが、前からの統一地方選挙の年の骨格予算では、投資的経費の分については『選挙後』ということで、予算計上しておりますけれども、ご存知のとおり、地方債が『協議制度』に移行しましたので、当初予算に計上していないと起債借入れができませんので、その分についてはあらかじめ計上いたしておりますので、補正予算ではですね、起債に絡むものはほとんどもう出てくることはないと思います。今から出てくる投資的経費につきましては、一般単独事業が今度の補正予算で肉付けされるということになる予定でございます。

それから、現在、二億五千万程度の基金繰り入れをしておりますけれども、まあこれは見込みでございますけれども、特別交付税とか、まだ当初予算では計上していない部分がありますので、総合的に考えてみますと、年度末で大体七千万円ぐらいは繰り戻しが出来ない状態になるのではないかと、いうふうに予測をしております。

『財政計画』につきましては、作成はしておりますけれども、お手元に配布しておりませんので、後です、議会が終わってからと言いますか、一応、案を作っておりますので、それは後日に配布するというところで、ご理解をいただければ

というふうに思っておりますが、それでよろしいでしょうか…。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 今、財政課長の説明によりますと、起債対象事業は一応当初予算で計上しとるということでございます。

そうすると、一般単独事業になりますとですね、起債とか国庫補助金とか、紐付きがありませんので、まんまる一般財源を充てなければならぬということになります。

そういうことなどからですね、振興計画に、ここが上がっている起債事業を上げていくんですけど、中身をよく見ておりませんけれども、単独についてですね、財源が相当出てくるんじゃないか、まあ起債対象事業も一般財源も必要でございますので、そういうことからしてですね、今後、この振興計画事業、その他事務事業の中で、当初から上げていない分についてのですね、留保財源もあると私も思いますし、今、財政課長からもそういうふうな説明がありましたので、十分、その振興計画事業、やらなければならぬ事業、そういうものが今後、当初予算以降、六月以降の予算の中で計上されていくものか、それを確認したいと思えます。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

起債対象事業につきましては、先ほどもおっしゃったとおり、当初予算で計上しております。

それから、国庫補助金、県補助金で絡む事業についても計上させていただいております。計上していない部分についてはですね、県単事業の分についてはですね、まだ幾らか計上していない部分がありますけれども、国庫補助対象事業につきましては、この中で一応計上させていただいております。

それで、一般財源をどれぐらいこれから先、注ぎ込むようになるかと言いますと、大体単独事業含めましてですね、これは次の町長が誰になるか判りませんので、その話し合いにもよりますけれども、大体二千万から三千万の間で一般財源をこれから先投入する、一般財源だけですと、他の県費を除いてですね、二千万から三千万の一般財源を投入することになるというふうに考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

八番（伊藤忠之） 私は、一般会計の歳出の方でちよつと伺いたいと思えます。

伊藤議員

各款においてですね、非常に職員手当で、これが増額しております。これが九十七頁に載っておりますけども、特に増額が『退職手当負担金』ですね、これが一千七十七万二千元。これの説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） これにつきましてはですね、退職者が多くなっておりますね、前倒しをして町が負担しなければならぬようにしております。そして小値賀町の場合はですね、二名、定年の前に辞めた方がおられますので、その分を前倒して三年間、約九百万ぐらいの負担が生じます。その分でございます。

因みに、参考のために、『前倒し』をしますので、前もって払うわけですから、後の分はまたそれは減額になります。その分です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） ほかに質疑もないようですから、おはかりします。

議案第一七号から議案第二四号までを、この際、議長を除く十一人の委員で構成する『予算特別委員会』を設置し、これに付託して、なお期間は、会議規則第四十六条第一項の規定により、三月九日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一七号、平成十九年度小値賀町一般会計予算、議案第一八号、平成十九年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算、議案第一九号、平成十九年度小値賀町老人保健事業特別会計予算、議案第二〇号、平成十九年度小値賀町介護保険事業特別会計予算、議案第二一号、平成十九年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算、議案第二二号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計予算、議案第二三号、平成十九年度小値賀町渡船事業特別会計予算、議案第二四号、平成十九年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の八件については、議長を除く十一人の委員で構成する『予算特別委員会』を設置し、これに付託して、三月九日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

おはかりします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定により、黒崎政美議員、立石隆教議員、横山弘藏議員、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、松永勇治議員、末永一朗議員、浦 英明議員、小辻隆治郎議員、土川重佳議員、加山雅徳議員を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

予算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第八条第二項の規定及び第九条の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	三時	二十一分	—
—	再開	午後	三時	二十一分	—

議長(近藤一輝) 再開します。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので報告します。
委員長に横山弘藏議員、副委員長に土川重佳議員、
以上のとおりであります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、三月八日から十一日まで休会とします。

三月十二日は、午前九時三十分より開議します。

なお、三月八日、九日は予算特別委員会となっておりますので、よろしく願います。

— 午後 三時二十一分 散会 —